

令和6年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

令和6年9月3日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	三塚 利博
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	浅野 宏明
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	堀籠 淳	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 佐々木涼太郎

議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

ここで議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。執行部におかれましても、そのようお願い申し上げます。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び委員会からの閉会中の所管事務調査に係る報告、監査委員から提出のあった例月出納検査結果、事務組合等に関する報告書については、配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

陳情書等については、配付しております陳情書等文書表のとおりであります。今回は全て配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、11番石川敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思いま

す。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月13日までの11日間と決定いたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 「実るほど こうべを垂れる 稲穂かな」この言葉は成長するにつれ、人としてあるべき姿というものを詠んだものです。今、この言葉のモデルとなった稲の苗はすくすくと成長し、田んぼ一面が黄金色に染まり、収穫の時期を迎え、農家の皆様にとりましては最も忙しくなるこの時期に、令和6年第3回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案の理由を説明させていただきます。

初めに、株式会社万葉まちづくりセンターの関係ですが、6月21日の第20回定期株主総会において、代表取締役を務めていた早坂副村長が退任し、松原地区の安部幸弘氏が新たな代表取締役となりましたことを改めてご報告をさせていただきます。これまで村長、副村長が代表取締役に就任しておりましたが、今回から民間の方を招聘し、新たな視点の下に会社運営に尽力していただくものであります。まちづくりセンターにおかれましては、今まで以上の成果を期待するものでもございます。

次に災害の関係では、7月25日から26日にかけて、山形県と秋田県において、記録的な大雨の影響により、山形県内では最上川など国や県が管理する河川のおよそ40か所で氾濫、土砂崩れが発生するなど甚大な被害となりました。

また8月11日から12日にかけては、台風5号が岩手県に上陸、16日から17日には、台風7号が関東地方に大雨や強風による被害が発生しております。

また9月29日に、九州地方に上陸した台風10号については、速度も大変遅く、台風から離れたところでも線状降水帯が発生するなど、甚大な被害が発生しました。いつ災害が起きても不思議ではない天候が今後も発生することが想定されますので、本村におきましても、関係機関からの情報を得ながら災害に対応に備えてまいりたいと考えております。

次に、中学校部活動の関係ですが、8月8日から10日に開催されました令和6年度東北中学校体育大会において、大衡中学校男子バレーボール部と水泳女子100メートル自

由形と200メートル自由形に女子中学生2名が出場し、男子バレーボール部は準決勝まで進み、全国大会へ出場となりました。

水泳女子につきましては、酷暑のためタイム決勝となりましたが、コロナ禍を経て、東北大会出場は大変すばらしい結果で、誇らしく思うものであります。

また、男子バレー部におきましては、8月23日に福井県で開催された全国大会に出場し、惜しくも1回戦敗退とはなりましたが、彼らの今後の人生の大きな糧となったことと思います。

そして今年は、パリオリンピックも開催され、新種目としてストリートダンスのブレイキングが加わり注目を集めました。サーリング混合470級も今大会から新たに加わり、トヨタ自動車東日本所属の岡田奎樹選手が吉岡美帆選手と出場し、見事に銀メダルを獲得されましたこと、心より祝意を表すものであります。

8月27日にトヨタ自動車東日本株式会社サーリングチームの結果報告会が開かれ、石川社長をはじめ、監督、コーチ、選手2名が来庁し、いろいろとお話をお聞きしたところであります。

また、銀メダルにも触れさせていただきましたが、メダルの重さに改めて感動を覚えたところです。お2人の今後ますますの活躍をご期待申し上げます。

次に、交通安全の関係ですが、9月21日から30日までの10日間、県下一斉に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。運動期間中は主要交差点での街頭指導などを開催し、交通安全啓発活動を推進してまいりますので、議員の皆様におかれましても、各種行事への協力を賜りますようお願いを申し上げます。また、大衡村から1件でも交通事故を減らすことができるよう、運動期間中のみならず、年間を通し、関係機関のご協力を得ながら、交通安全活動を積極的に推進するものでもございます。

以上、ご報告申し上げましたが、本定例会に提出いたしました案件は、18件であります。

同意第4号は、本村教育委員会教育長の任命について同意をお願いするものであります。

議案第46号は、大衡村国民健康保険条例の一部改正で、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、国民健康保険法に基づく罰則規定の改正に伴い、被保険者証の返還について削除をする改正を行うものであります。

議案第47号は、花の杜ゴルフ場内の村有地を引き続き減額し、貸与するものであります。

す。

議案第48号は、令和6年度一般会計予算に6,261万9,000円を追加するもので、歳入につきましては、村税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金及び諸収入の増額並びに（基金）繰入金の減額、歳出は総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費及び予備費を増額並びに民生費を減額するものであります。

議案第49号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に1,101万7,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は総務費及び予備費の総額などであります。

議案第50号は、介護保険事業勘定特別会計予算に2,069万9,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は総務費、基金積立金、諸支出金及び予備費の増額であります。

議案第51号は、後期高齢者医療特別会計予算に131万円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金の増額並びに予備費の減額であります。

議案第52号は、下水道事業会計予算の収益的収入の営業外収益の増額、支出の営業費用に4万円を増額、基本的収入の企業債、他会計補助金、国庫補助金及び負担金の増額、支出の建設改良費に127万3,000円を増額するものであります。

報告第9号は、令和5年度水道事業会計の繰越計算書で、1事業を繰越ししております。本来であれば、第2回定例会においてご報告すべきところ、今定例会でのご報告となりますこと、おわびを申し上げます。

報告第10号は水道料金の債権を放棄するものであります。

報告第11号は、財政健全化法に基づき、健全健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものであります。

認定第1号から認定第7号までは、令和5年度各種会計決算の認定7件であります。

以上、同意1件、議案7件、報告3件、認定7件合わせて18件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位1番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 通告順位1番、鈴木和信、一問一答方式でお願いいたします。

私のほうからは3件質問をいたしますが、1問目は、J SMC株式会社への幹線道路の拡幅計画はということで、一応用地としましては、これまで半導体会社ってなっていましたけれども、現在はJ SMC株式会社が主体となったようでございますので、名前につきましてはそちらの名前を使わせていただいて操業をしていくようになりますが、会社の立地する場所は国道4号線キタセキ交差点からと、あとは万葉の森入口交差点からの道路しかございませんので、最終的には現在でも渋滞をしておりますので、路線の拡幅が渋滞解消には欠かせないものと理解をしておりますので、これはあと3年で工場が操業するようになれば、緊急の課題と考えまして本村の取組をお伺いをしたいと思います。

①としましては、村長はこれまで一応片側2車線で、進めていきたいというお話もしてまいりましたが、そちらのほうは操業まで間に合う計画なのかどうか、その辺をお伺いしたい。

また②につきましては、J SMC株式会社から県道大衡駒場線、今、奥田で中座しておりますけれども、私の知ってる限りでは何か20年ぐらい中座しているような感じがしますけれども、いつかはできるのかなとは思っておりますけれども、これに、先ほどお話ししたJ SMCから、道路をそちらに抜く計画はないのかと。なぜかという、今1か所しか出入口がございませんので、何か災害とか何かあったときはどこにも逃げようがないという形になりますので、何か当初は裏側、先ほどお話しした大衡駒場線に抜く計画もあったというような話も聞きましたが、現在は見ますと計画にはないようでございますので、そちらからの進入路を検討してはどうかということでございます。

また、先ほどお話ししましたが、現在道路が結果的にはキタセキから万葉の森の道路1本でございますので、渋滞を避けるために役場前を通って、大衡小学校児童館の前を突っ切って会社に行くとか、または大衡城のほうから上がってくるとか何かいろんなことを考えてくるのではないかと。そうすれば、住民の生活道路がそういう侵されてしまうということになると、これは大変かなということもございまして、そういう通

勤者の進入の禁止といたしますか、学校前であればスクールゾーンの設定とかそういうものも検討すべきではないかなということ、ご質問をさせていただきます。

また、衡下地区・奥田地区内の村道の速度規制の強化をということで、現在、衡下地区は時速40キロの速度規制になっておりますし、奥田のほうは時速50キロにはなっております。朝、見ますと、物すごいスピードで来るというような住民の方々のお話でもございますので、万が一ですね、高齢者もたくさんいますので、道路を横断する際、行けるなと思ったけれども行けなくて交通事故に遭うということも想定されますので、その辺結果的には速度の規制、または歩道のないところについては、歩道の設置なりまたは大和町の町内にあるような歩道歩くところ緑の線にするとか、何かそういう区分けというのでも検討すべきではないかなというような気がします。

また昨年12月、この半導体会社が来るとき、村長は新聞にプロジェクトチームを大衡村でつくるというお話をしていますが、それが今お話ししたようなことを、村内のことを話し合うプロジェクトチームというのがまだ設置されていないように思うわけですが、一つ12月の議会でもそういうお話をしましたので、できればその辺の今の状況についてお話をいただければと思います。

2問目は、おおひら館のリニューアルで食と情報の拠点施設にということで、これも大衡村がたくさん工場が来て、数万人、1万人以上の方が働きに来ているということで、最終的には大衡で食べる場所とか買物をする場所とか、いろんな事で、なくて困ってるというお話もあります。それで、大衡村にはおおひら館という道の駅ではございませんけれども、そういう農産物の直売所がございますので、その直売所につきましてももう10年ぐらいになりますので、今、新しい道の駅は、販売をする場合につきましてもまたいろんな食べる場所につきましても、情報の発信基地をないかということたくさん変わってきていますので、この際、リニューアルを図って道の駅に昇格することで、大衡のそういう食の拠点とか買物の拠点になるようにして、工場働く方、または村内の方が買物ができるように新たな施設に変えてはどうかなというふうなことでございます。

またそれに伴いまして、今までは農産加工品というのは届出が許可制ではなかったんですけど、今は全て保健所の許可になっておりまして、農家の方が許可取ってやるということになると非常に大変でございますので、先ほどのおおひら館のほうにそういうふうな農産加工のできる施設を造っていただいて、そこで村内の方が漬物なり梅干し

なりそういうものを作りながら対面販売ができるということになれば、それもすばらしいことではないかなというふうに思いますので、そのようなことの考えはあるかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

また、地場産品を使った食事どころの検討というふうなことでも書いております。私もこの間、いろんな道の駅、歩いておりますけれども、現在はフードコートのような形でいろんなものが作ったものをすぐに食べられるような形で、そういう道の駅が非常に増えております。全国には、道の駅が1,230ぐらいあるそうでございますけれども、その中でナンバーワンが宮城県のあ・ら伊達な道の駅が1番で、2番目は山形、米沢だそうで、3番目が群馬、4番目北海道ってなっております。ちょっと見ますとなかなか立派な道の駅になっておりますので、できれば、そういうふうな形で大衡の全国にも有名な大衡村にするためにも、道の駅もその一翼を担うのではないかとということで質問をさせていただきます。

また、3問目でございますが、こちらにつきましては新型コロナ再流行に伴って、検査・治療費の公費支援というふうなことを出しております。これは去年の5月でしたかね、5類に移行してずっと減ったり増えたりしておりますけれども、今年の5月頃までは減ってきたりなんだりしてるんですけども、KP3ですか、そういうふうなもので新たに増え始まりまして、8月まですごい猛威を振るって村内の施設等についても大変発生をしているというふうなことでございます。村でも、高齢者を集めているいろんなことをやっていると思いますけれども、そういうところから発生をするということになると大変でございますので、またそういう大変になる前に、なぜ大変なるかということ調べてみますと、やはり、現在は検査費も治療費も5類になった関係で、一般的には個人負担というふうなことになったということで、この辺が検査を受けられないようなネックになってんのかなという気がいたします。

また、これまでは任意の検査キットというものも、薬局等で売ってたり何かしてたんですけども、いろんな高齢者が集まる施設等につきましてはそういうふうな任意検査キットも備えておくということもいいのではないかなということで、ちょっと異常、熱があるとか何かというときには早期発見もできるということで、そういうのは備えてはどうかなということでご質問をさせていただきます。

また、本村でも、公費支援は実施はするかどうかということはまだ分かりませんが、最終的には5類に移行した関係上インフルエンザ等か何かと同じになりますので、

公費で支援するというのは難しい面はあるかもしれませんが、やはり行政検査というのも施設によってはできるというふうなことも聞いておりますので、そういうふうな形で施設については、やってもどうかなということもありますし、また今日の新聞にも載ってございましたけれどもね、コロナワクチン3,000万回分だか何だかって載ってましたけれどもね。それも10月、来月からスタートするということですが、この辺につきまして、最終的には村のほうで負担するのが個人の負担になるのかその辺についてちょっと首を傾げてるようですから、うそでなくて今朝の河北新聞、ちゃんと載っておりますから、3ページ目に載っておりますから見ていただきたいと思います。そういうふうなことで質問をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 鈴木和信議員の1件目のJ SMC株式会社への幹線道路の拡幅計画はとの一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、村長はこれまで片側2車線化構想を掲げているが、操業まで間に合うのかとのご質問ですが、国道4号古舘前交差点から、万葉の森入口交差点までの区間には、県道大衡駒場線と村道奥田工業団地西線があり、特に朝夕の通勤時間帯には、現在でも渋滞が発生しており、J SMC株式会社や関連企業の立地により、今後ますます交通量が増加し、さらなる交通渋滞が見込まれることから、村では、まずは現状を把握するため、村道奥田工業団地西線の交通量調査を実施しております。この結果、24時間交通量は約1,600台であり、この交通量にJ SMC株式会社や関連企業なども含めた暫定的な将来の推計交通量を試算しても、片側2車線に必要な交通量8,000台には届かない可能性が生じているところでございます。

そのため、村道奥田工業団地西線については、左右線レーンの増設等交差点改良による渋滞対策も含めて検討する必要があるとあり、また接続する県道大衡駒場線の整備事業と整合を図りながら道路整備計画をまとめていく必要があることから、宮城県が実施する調査状況と調整を図りながら進めてまいります。

現時点では、企業側から確定した工場計画が示されていない状況であることから、村といたしましては、具体的な計画が示され次第、宮城県とも連携しながら早急に検討し、速やかな対応に努めてまいります。

次に、2点目のJ SMC株式会社から、県道大衡駒場線への接続または奥田側からの

進入路を検討しているのかとのご質問ですが、村道奥田工業団地西線のバイパス的な道路の整備と理解しますが、県道大衡駒場線への接続については、1点目で述べたとおり、推計交通量なども考慮する必要があることや、奥田側への進入路整備は、奥田地区内の生活道路へ車両を誘導する形になることから、現段階では新たな進入路の整備は考えておりません。

次に3点目の、ときわ台周辺道路をJ SMC株式会社通勤車の進入禁止、またはスクールゾーン設置の検討はとのご質問であります。初めに村道について、特定の企業関係者を進入禁止にすることは、公の道路である以上できないものと理解しておりますが、小学校周辺や住宅団地内道路を通行することについて、控えていただくよう要請することが必要であると考えてございます。また、スクールゾーンの設定は、小学校やこども園等を中心とした半径500メートル範囲とされており、スクールゾーンを設定することにより、時間帯による通行禁止などの規制が可能となり、通学・通園時の幼児・生徒の安全が図れることと認識しております。一方、規制をかけることで、許可車両以外は通行できなくなるなど、地域に新たな弊害が生じることから、スクールゾーンの設定には、教育委員会や学校、警察、道路管理者などの関係者間での協議に加え、地域住民との合意形成も図る必要があると考えており、課題の一つと捉えてまいります。

次に4点目の、衡下地区・奥田地区内の道路の速度規制の強化を図るべきではとのご質問ですが、速度規制は交通事故の抑止、交通安全や円滑化などの観点から、必要に応じて公安委員会が規制することになっておりますので、道路の性質、沿道状況などから速度規制が必要と判断されれば、関係機関との協議の上、公安委員会に要望してまいります。

次に5点目の、村内の問題を検討するプロジェクトチームはいつ設置するのかとのご質問ですが、幹線道路の拡幅や渋滞対策等、道路管理担当である都市建設課や県道管理者、また、交通安全担当の総務課及び交通規制を担当する宮城県公安委員会など関係部署と連携して、しかるべき対策を講じてまいります。

なお、総合的な事務窓口として産業振興課企業立地推進室で担っております。

次に2件目の、おおひら館のリニューアルで食と情報の拠点施設にとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、オープン以来のおおひら館の来客者数及び売上げの推移はとのご質問ですが、平成24年8月11日に開館以来、指定管理者である万葉まちづくりセンターの創

意工夫により多くのお客様にご来館をいただいていると認識してございます。

来客数の推移及び売上げにつきましては、万葉まちづくりセンターから毎年提出される業務報告によりますと、開館初年度で平成24年度は年度途中にもかかわらず、4万5,000人で7,200万円。平成25年度8万500人で1億3,200万円。平成26年度10万200万人で1億6,200万円。平成27年度11万1,000人で1億8,500万円。平成28年度11万9,000人で1億9,000万円。平成29年度12万人で2億300万円。平成30年度12万8,000人で2億1,600万円。令和元年度10万9,000人で1億9,500万円。令和2年度10万人で1億7,200万円。令和2年度後半から新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動規制により来客者数が減り、令和3年度は9万6,000人で1億9,300万円。令和4年度9万4,000人で1億6,800万円。令和5年度9万3,000人で1億7,000万円という推移となっているところでございます。

次に2点目の、農産物加工施設の設置も考えてはどうかのご質問ですが、現在、万葉・おおひら館に出荷をされている農産物加工品としては、漬物や梅干しがあるかと思いますが、出品者それぞれの個性や特色がある製法で加工されているものと思われるので、一概に加工施設の設置については難しいものとも思っているところでございます。

次に3点目の、地場産品を使った食事どころも検討すべきではないかのご質問ですが、指定管理者である万葉まちづくりセンターが主体となって、出荷された農産物を加工し、それを商品としてお客様に提供する、あるいは食事を提供する、そういった事業計画があれば、検討材料の一つになると思っているところでございます。

また、鈴木議員の大項目のご質問にありました、おおひら館のリニューアルについて、先日、万葉・おおひら館友の会総会の席上でも同様の話題が出ており、その際まちづくりセンター社長から、総会に参加していない他の利用者からも意見を聞きながら検討したいという回答がありましたので、その状況を確認しながら、村としての役割と判断したいと考えてございます。道の駅につきましては、国土交通省で要件化をしている3機能が、現在、万葉・おおひら館では満たしていないため、その要件を満たすための設備投資と効果を十分検証した上で、道の駅について考えなければならないと思っているところでございます。

次に、3件目の、新型コロナの再流行に伴い、検査治療薬の公費支援はとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、現在、検査費・治療費の一般的な個人負担はとのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から通常のインフルエンザと同様の5類感染症となり、検査及び治療費用は公費負担から自己負担へと変わったものであります。ご質問の本村で把握でき得る個人負担額は、国民健康保険の加入者のみであり、それぞれ加入者の負担割合が1割から3割となっており、加入者負担割合や病院によって個人負担額は違いますが、直近1か月令和6年6月治療分、新型コロナウイルス感染症の疑いで検査も含まますレセプトによりますと、コロナ疑いも含めた病院受診者数は12名であり、3割負担者で検査費が、抗原検査で約2,000円から2,500円、PCR検査で約3,000円から4,000円で、その他、治療薬、普通の解熱剤、せき止め、5日間で約1,000円から1,500円となつてございますが、コロナ禍に特化した治療薬の処方となると、3割負担の方で、約1万5,000円から2万9,000円の自己負担が生ずることとなります。

次に2点目の、未然防止のため、検査キットを公共施設に備えてはどうかのご質問ですが、医療抗原検査キットは薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売に当たっては、薬剤師による必要な情報提供や指導を行うものとし、適正な使用を確保できないと認められる場合には、販売または授与してはならないとされてございます。また、薬局で購入できる検査キットは、令和6年3月31日までに仕入れたもので、現在販売されているのは在庫分となりますので、公共施設に検査キットを備えることは難しいものであります。

次に3点目の、本村でも公費支援を実施してはどうかのご質問ですが、1点目のご質問でも答弁したとおり、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から5類感染症となり、検査及び治療の有無については自主判断となりますので、5類相当の感染症について、新型のコロナ感染症のみ公費負担とすることは、他の感染症との整合性の関係上難しいものと考えているところでございます。

以上、1件目の1回目の答弁となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 1件目の関係ですけれども、渋滞が発生しているということについては認識をされているようですが、24時間の交通量が1,600台でということで、2車線化には程遠い台数だというふうな村長の答弁でございましたが、当然24時間ですからね。混んでるというのは分かってんのは朝夕でありまして、夜中は誰もね、会社に行くということはあまりないので、通らないというのが普通だと思うんですよ。今回来る会社は、

従業員1,200人とかっていうお話ですよ。そのうち1,000人が仮にですよ、自家用車で来ますと、車1台で大体5メートルですから、車間距離なしということは、5キロですよ。5キロずっとつながるぐらいの台数が来るんですから、これは大変な話じゃないですか。今現在ある大手の自動車会社だって、今分かっており、衡下の集会所から夕方になつと、あそこから4号線まで出るのに信号を3回から4回待たなきゃいけないんですよ。それに、今お話しした5キロの長い列の半分が来たとしたって、2キロはつながるといふことになれば、出口からもうJSMCの出口から渋滞するということも考えられると思うんですよ。いろんなハード、ソフトの対策があると思います。会社側で、就業時間をずらすとか何かということがありながら対応していくにしても、今1車線では非常に問題があるということで、村長も今まで2車線になるようにやりますよというお話をしたんですけども、その考えはなくなったのかどうかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、鈴木議員のお話のとおり、これからJSMC1,000人から1,200人の従業員が来ることになっております。詳細は、本当になかなか分からないという状況なんですけど、2交代になるものか3交代になるものか、そうなったときに、1,000人が来たから1,000人が一気に来るわけじゃなく、やはり2交代になれば500人、500台といますかね、あと3交代になれば、3分の1で3分の1という形になるとは想定はしております。けれどもそんな中でも、私も今回独自に関係課都市建設課長とともに県のほうにも土木のほうにも行ってますし、そしてあと仙台土木事務所のほうにも村独自の要望という形で、こちらのほうを、4車線化ということは、今現在でも要望しているところでございます。ところが、やはりその交通量というところを調べなければならないという、なぜか分からないようなもう想定はされるにもかかわらず、やはりその交通量が一番の主たる4車線化にするためのものになるんだということがあつたということでもありますので、今後交通量調査、どのような形になるものなのか。工事的なものが、どの時期になるかちょっと来年の春とか3月4月とか秋口とか、どちらになるかもちょっと分かりませんが、そのところの動向を見ながら、こちらのほうは、要望はまだずっと続いているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 確かに、大衡村に住んでいけばね、極端な話すれば渋滞にならないわけですよ。例えばときわ台を買ってときわ台にいけばね、別に通勤することないわけで

すから、近くですからね、歩いてでも行けますからね。ただそういうふうになって住むところもないから全て大衡村に働きに来て、大衡村側からそれぞれ住んでるところに帰っていかなきゃいけないというね、その辺が一番最初からね、お話をしているとおり、インフラ整備が後手になってしまっている関係上、どうしても車通勤で、仙台から来て仙台に帰るとか富谷から来て富谷に帰るというふうな形になってしまわなきゃいけないということですから、非常に渋滞して大変だというふうな事にならないためには、大衡はいいところだというふうなことになるためにも、今後さらなる2車線化とは言わなくても、何かそういうふうな事でどっかいい方法をね、村長としても考えていかないと駄目かなというふうには思うわけです。最終的には企業が来て操業してから、最終的に渋滞がいっぱい並んだということになれば、それ見ろとね、いうふうなことになりますのでね、そのときは村長も大変になりますので、極端にすればそういうふうにならないためにも、工場が今から出るまで3年とか何ぼかかるわけですから、仮に大衡側、例えば万葉の森側から、現在の工場の入り口まではあれ村道ですよ。多分村道だと思いますから、向こうからは、東側全て村の土地だというふうに理解をしておりますので、そういうことであればもうちょっと、片側といいますか今ある片側通行だけで2レーンといいますかね、そちらのほうを造るとかないかというようなことをもうちょっと検討していただいてやれないかなというふうに思うわけです。必ずしも2車線に必ずしろというわけではないんですけれども、来た方々これから、工場まだまだ誘致をしてるわけですから、来るわけですから、せめていい道路で結果的には通勤がスムーズにできるような体制というのが望まれるわけですから、その辺をもうちょっと検討していただければなと思います。

また、大衡駒場線ということでさっきお話をしましたけれども、そちらからの進入につきましては、住民とか何かというふうなことにも迷惑かかることもあるというのは村長のお話ですけれども、さっきお話をしたとおり災害とか何かあった場合、1か所しか出入口がないというのは非常に危険ではないかと。そういうふうなことからすると、裏に抜くって、今まだ計画段階ですから、県のほうとも協議をして、そういうふうにするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初のJSMCのこの2車線化についてですが、議員からもありましたように、やはり4車線化がなかなか道路といたしましても設計から始まりまして、すぐ

にできるわけではないです。一、二年でできるような問題ではありませんので、村といたしまして、対処といたしまして、片側2車線、こういうことも含めながら、8,000台には届かないところもありますけれども、やはり左右、右車線、左車線のレーンを増やすとか、それから渋滞対策としてどのような対策が一番いいものなのか、県道も右折というんですか、右折車線いま1つしかないわけ、キタセキの前は、そういうところも、2つにするか、あとそれとも2つにしても、またそこも距離を延ばすだとか、そういうことをすることで渋滞緩和が少しでもできるようにする、帰りのときにはキタセキさんのところの左車線、こちらを、今、一つもないところで真っすぐと左と一緒にしているわけですので、左折をする車線レーンを増やすなど、そういうことを、今土木事務所、県のほうにもいろいろと要望しているところでございます。

あと、次の、県道大衡駒場線、こちら、やはり、こちらもなかなか本当に20年近い要望が全然かなっていない。やはり、土地所有者の方々のご理解がなかなか得られなかったという部分で、今も苦慮しているところでございます。いろいろこれ、今も対処はして、今がチャンスでありますので、この道路もこのチャンスを逃したら多分次はないと思っています。このJ SMC様が半導体の大手企業様が来ることによって、この道路の可能性がまた浮き出てきたわけでございますので、これからも強く要望してまいりたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） お話をしたとおり、道路2車線になれば非常にいいわけでございますので、今村長お話ししたようなことを、さらなる県のほうにも要望していただきたいと思います。

あと3点目ですけれどもね、やはりスクールゾーンの設置というか、先ほどお話しした、通勤してくる車は進入禁止っていうわけにいきませんのでね。やはり一番心配するのは大衡小学校、今、校長先生が毎日横断歩道とかあそこに立ってね、子供に誘導してきますけれどもあそこを、保護者の人についても、あそこ今通んないように手前で皆子供下ろしてUターンして帰るようになってますから、そこを来て児童館のどこから真っすぐ上がらないでいくということになれば、それは止めようはないということではなくて、やはりスピードを出さない、スクールゾーンとか何かの設定にしてもあんまり障害がないんだと思うんです。そのようにして子供の安全を守るべきだと思うんですけれども、その辺、500メートル何だと言ってますけれども、小学校から500メートルといえ、

極端な話すれば向こうの、あそこのトヨタの寮のところまで、あの近くまで行くんではないかと思しますので、村長としては子供の安全上、通勤者の侵入を抑えるということはどう考えてますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私もやはり小学生の通学、またこども園の送迎様々な部分がありますので、その道路のやはり議員の言ったとおり本当に心配されることと同様の考えでございます。そんな中で、やはり、けれどもそこの規制をしてしまいますと、許可を取らなきゃいけないとかどうしても通らなきゃならない住宅の方もいらっしゃるし、あとそこに通う方々もいらっしゃる、通勤の方もいらっしゃいますので、そういう部分の方々を通行許可証を持っている方のみ通行できるようにするとか、そういうようなことができるものなのか、そういうこともこれから今後まず、このJSMCのいろいろな動向が全然見えない中でありますので、見えない中でもうその前に対処すべきじゃないかというお話もきっと鈴木議員のそのような、心配されることは先々とするべきじゃないかというようなご心配があつてのご質問だと私は取っております。本当にありがたいなと思っておりますので、そこのところも、いろいろとやはりいろいろな学校関係、あと警察、あと道路管理者としての私たちの本村として、いろいろと協議をしながら、あと地域住民の方々も、今度、全部そこのところを許可証のみにしますと、自分たちの生活面も阻害されることになっていきますので、そこのところも十分に配慮、考慮しながらやっていきたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 許可者のみが入れる道路ではなくて、スクールゾーンとかというのは別に許可者のみしか通れないというわけではないと思うんですよね、あとはコミュニティー道路とかいろんなそれぞれの地域によっては、そういうふうなことでありますんで、要は学校周辺の道路ですから、朝、夕の子供たちが学校に通学またはうちさ帰ってくる時が、非常に危険な状態にさらされるということは非常に私としては心もとないものですから、そういうふうな規制をして安全に学校に通える子供たちの道路を確保してほしいということでございますので、重々村長も理解はしてると思っておりますので、その辺を要望していただいて、別に住民の人通って駄目だとか何かというのは子供の安全第一で考えてほしいということでございます。

また、それと同様に、衡下地区・奥田地区もそうでございます。特に奥田地区は、当

然あんまり道路を人が通ってるってことはないかもしれませんが、非常に飛ばして歩くということで、非常に危険だというお話もたくさんございます。よく見るとね、さすがに50キロ規制であちこちに立ってんじゃなくて、はるかかなたのほうに50キロ規制看板も非常に少ないようでございます。もう1回、その辺見直しをしていただいて、適正な間隔で規制の看板が立ってるかどうか、そういうのを点検していただいて、本当に50キロでいいのか40キロでいいのか、その辺、今度非常に車が多いわけですから、村民が年取った人がどこの地区も多いわけですから、まだ遠いなと思ってる車がすぐに来る体制になりますのでね、その安全性を確保する上でも、速度規制なり、歩道のないところについては歩道なり、またはそういうふうな大和町でやっているようなさっきお話は緑の見える線にするとか、お互いに、歩行者も車も、安全が確保できるような形で進めていただきたいなと思っております。

あと最後ですけれどもね、村長、別に道路関係だけでプロジェクトチームと言ってるわけじゃなくて、いろんな防犯の関係とかいろんなことがございますので、そういう意味で、昨年の12月村長はプロジェクトチームをつくるというふうに新聞に載っていたんで、そういう意味かなと思ったんですけれども、その辺、プロジェクトチームの意味は、村長はどういう形のプロジェクトチームをつくるって言ったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いいですか。プロジェクトチームについての答弁で質問だと思うんですけれども、私は、機構改革を昨年のうちにしたいなというお話もさせていただきました。そんな中で、やはり都市建設、インフラの関係、そして産業振興、半導体、誘致、様々なことがありますので、そちらを一つにする中で今、産業振興課企業立地推進室というところで担っているところでございます。そんな中で、やはり、産業振興、この大衡村の80何人の職員の中で、一つまた別な室をつくるということがなかなか困難だということも、いろいろ現場サイドからのお話も聞いているところであります。やはり現場の声、職員が働くものですから、現場の声が一番大切と思っておりますので、そんな中で、今産業振興課の企業立地推進室の中で、その部分を担っているところでありますので、わざわざプロジェクトチームというようなプロジェクトの室ということ、わざわざ名前をしなくてもそのところで今担っているところということでご理解をいただきたいと思いますと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 私言ってるのは新聞にね、村長がプロジェクトチームをつくりましてよって、12月の議会終わった次の日の新聞さ、そう書かれておりましたので、そのプロジェクトチームは最終的にはやめて、今言ってる産業振興課の中にあるやつで、それで読替えをしたというか、それにしたんですというふうに理解でよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） はい、そうでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 次の、おおひら館のリニューアルについてお話をしたいと思いますが、確かにおおひら館が開業してから、最大で12万9,000人って平成30年頃がおおひら館のピークだったのかなと思いますけれども、いろんなコロナの関係で売上げも落ちてきてるといふようなこともありますけれども、そういうことからして一つには、やはりそんなにいる農家の方々、梅干し作ったりなんだり作りたいってことで中で許可を取ってもね、何年かするともう私もやめなきゃいけない、リタイアするということで、なかなか難しいということで、おおひら館に造れば施設は許可を取っておりますけれども、やる方については、いろいろ変わっていてもやれるといふようなことがあるとすれば、これは反復継続して、やっていけるということからすれば非常にいい形になんではないかと。そういうふうなことで、農産加工施設もリニューアルするときは考えてほしいといふふうなことでございますし、また食堂がないということで非常に言われてまして、今おおひら館の前にも、プレハブ的な食堂ございますけれども、あそこも現在、今度工事始まりますとね、トヨタの工事のときもあそこに働いてる方々が何十人も来て予約したりなんだりでいっぱいになっております。今そういうふうな食べるところもないので、やはり今回は今すぐというわけではないですけども、リニューアルをして、フードコートのような形でやってほしいと、またいろんなそういうふうな形でね、いろんなものをして、大衡の食材を使って、また食改の方々もやってみたいという方もあって、大衡村の精進料理を出したいとか何かってそういうお話もございました。今はちょっとあれですけどもね、今そういうふうなことからすると大衡にも昔の料理たくさんあると思いますので、そういうふうなものをぜひ大衡に来る方々にもごちそうしてあげたいといふふうな思っているのがあって、こういう形にしてるわけでございます。ですから、村長も、そういうふうなことで、いろんな思いがあると思いますけれども、村長は、このリニューアルまたは道の駅に昇格させるという事について、いろんなハードルはある

と思いますけれども、それを超えてでもやっていきたいと、やってみたいという考えは、あるのかないか、お話を聞きたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） とても鈴木議員の熱い、やはり大衡愛というのを感じるところでございます。私も、本当そのとおりです、そうやりたいですって言いたいところやまやまでございます。けれどもやはり、リニューアルという部分もやはり今回社長が新しくその万葉まちづくりセンターに対して、意欲を持ってくださるという方を社長になっていただいたと私は理解していると思うんですが、社長が、これから、やはり考えて、私の村の考えを押しつけるようなことじゃなくて、まちづくりセンターとして、やはりその社内っていうのですか、自助努力といいますか、そういうことをこれから、醸し出してこういうことをしたいからこういうふうにも村の方も、応援してほしいと、そちらから言われるような形で、私は持っていくのが今からの形ではないかと思っております。こっちから全部押しつけのように、こういうこともやってああいうこともやってとかっていうのではない形を模索してますので、その辺りをこれからいろいろとまちづくりセンターとか、あとそちらの中に農産物として出している方々、また食堂で働いてる方々、そういう方と話し合いを基にしてこれからの形というのをつくっていく、そういうふうを考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに、指定管理者であるまちづくりセンターが今度社長変わったということで、それに期待するというふうな意味合いもあると思いますけれども、まさに今度の社長さんは聞くところによればね、そういうふうな農業関係プロだというふうなお話も聞いておりますので、ぜひそういうふうな形で、村に提案をして、提案したものは村としては予算がないからできないとか何かということじゃなくて、明日の大衡を考えた場合には、今村長がお話をしたとおり、やりたいのはやまやまだというふうな私の考えも十分理解できるということでございますので、ぜひそのような方向に、持っていて、近い将来道の駅に昇格をして、道の駅は先ほどお話ししたとおり、一つ道の駅となると、看板が立つだけでなくいろんな機関誌に乗ることによって15万人の人が来るそうでございます。道の駅の親分は、前は三本木の道の駅が全国の親分でございます。そのとき私も、大衡のここを直売所作つとき行って、いろいろ話を聞いてやれるんだら、道の駅にしてやったらいいでねがというお話ありましたけれども、山ん中さあるね、直

売所がいろんなあと非行のたまり場になっては大変だろうか何かということでまだ時期早尚だということで、やりませんでした、今は、チャンスの時期だと思いますのでね、道の駅昇格、その辺ぜひ村長の熱い思いもまちづくりセンターにも通していただいて、お互いがやる気になれば駄目でございますのでね、その辺、そういうもので構想を練っていただきたいなと思います。

あと3番目になりますけれども、コロナ関係でございます。

コロナ関係、いろいろ質問をしたいことあるんですけども時間がなくなってきておりますので、今日の新聞は先ほど見てなかったかもしれませんが、コロナワクチン今期は3,000万回分ということで、定期接種は来月からってなっております。この定期接種する場合の、これらのお金については公費負担でいいのかどうかちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初の、鈴木議員のお話があった道の駅のことについて、最初お話しさせていただきたいと思います。

道の駅の登録要件というのを、国土交通省からあるんですけども、休憩機能、そして24時間駐車できる無料駐車場、トイレ、あと子育て応援施設、そういうものも造らなきゃいけない。

あと、情報発信機能、道路情報の掲示板、そういうものの設置、あと地域の観光情報、あと緊急医療情報などを提供しなきゃいけない。

また3つ目として、地域連携機能として、文化とかそういう施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設というふうにならなきゃいけないというのは要件がありまして、その要件を満たさなければならないという部分のことがありますので、この道の駅に対するハードルというのはとても高いということもご理解していただきたいなと思っておりますのでございます。また、今の3万回分の来月からということについては、課のほうから説明させます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 10月から、コロナワクチンウイルスの接種ということですが、今黒川医師会での接種料金というのが、まだ確実な料金というのが設定されておられません。予定としては今月の医師会の理事会のほうで決定するような内容になってまして、それから市町村のほうに金額が示される予定となっております。国のほうで示している、

標準的な接種費用というのが1万5,300円というふうに示されております。その中で、いわゆる公費負担的なもの、国のいわゆる助成として支払われるのが約8,300円程度、自己負担が7,000円程度ということで、国のほうで示されております。実際、その自己負担7,000円というふうに示された中で、黒川地区4市町村でいろいろ調整を行いまして、市町村の負担、いわゆる助成。7,000円のうち、4,000円ほどを助成させていただいて、自己負担、本人負担を3,000円というふうに設定しております。先ほど申したように、あくまでその標準的な接種費用が1万5,300円でございますので、こちらは医療機関によってある程度のばらつきが出てくると思います。個人負担3,000円はそのまま固定させていただいて、そこから例えば1万6,000円なったときとかそういった部分はいわゆる公費負担、村のほうの助成金のほうで賄いたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） すみませんでした。通告外のお話ですが関連でちょっと質問させていただきまして、親切に答弁いただきましてありがとうございます。

まさにこれから、大衡も高齢化でございますので、確かに高齢者も、お金を出してということになるとなかなか大変でございます。そういうことからすると、今お話のあったようなことで進んでいくということになると非常に安心でございます。村長、もう一声、安いつてというような宣伝もございましたが、もう一声、何か上がって、村で助成するという考えはございませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、健康福祉課長が本人負担は3,000円だというお話がありました。この対象者としては65歳以上の方であって、あと60歳から64歳の基礎疾患のある方のみということをご理解していただきたいと思うところです。また、もう一声というお話がございましたけれども、やはり、こちらはなかなか今、黒川医師会、黒川郡で、ほぼ同じような形で支援ということをしていこうという形の機運がすごく多くて。けれども私としては、インフルエンザワクチン65歳以上というのは、本村はずっと何年か前から無料という形でやっていますので、こちらのほうはほかの地区、黒川郡の3市町は負担額は少しあるんですけれども、大衡村は無料でやってほしいということは、医師会のほうの会長、副会長のほうに頭を下げに行きまして、こちらのほうは絶対、私は一緒にはすることができないんで、よろしく願いますということは言っているところでございます。これからただ、これがまた私が違う形で、村としてはもっと安くってということも

いろいろ経費の面もありますので、そののところも勘案しながらですが、今のところはなかなか難しい、できないということでご理解願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 難しい、できないというのは誰でも同じだと思うんですけどもね。そこをやるというのが、小川村長のいいとこかなと思って今私非常に期待したんですけども、インフルエンザと同じように65歳以上、いろんな基礎疾患のある方につきましては、3,000円と言わないで無料にするというお話を検討するとかね、検討という言葉も最近使わなくなりましたからね、ぜひ使っていただいて、いいときは使っていただいて、できればそういうふうな高齢者、基礎疾患のある方ここに書かっているような方々につきましては、優先的にやっていただいて、後遺症も出ない、あとは蔓延しないということ頑張っていくためにも必要でございますので、もう1回村独自で検討したいというお声をいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 様々な状況に応じて考えてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 1分になってしまいましたので、状況に応じてって言って、国会議員と同じになってしましまして、政治家ですからね、それはそういうのもあるかもしれませんが、これからもしそういうことで村としては必要だということが理解されるようになったり、村長の考えでそうなる場合につきましては、ぜひそのような形でやっていただくようお願いをして終わります。

議長（高橋浩之君） 答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

以上で、鈴木和信君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時30分といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位2番、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 通告順位2番、佐野英俊です。

通告に従い、一問一答で3件質問いたします。

まず1件目は、村と万葉まちづくりセンターとの関わりについて伺います。

村が出資する第3セクターである万葉まちづくりセンターですが、本日村長の招集挨拶にもありましたが、副村長が勤めてきた社長が交代したとのことでありますが、村と万葉まちづくりセンターとの関わりについて改めて伺います。

1点目は、設立に至った経過と株式会社に対する出資状況、今日について。

2点目として、まちづくりセンターの会社経営、特に経営悪化した場合など、村をはじめ出資者の関わりについて伺います。

2件目は、遊水地工事に伴い傷んだ道路の補修について伺います。

善川遊水地も完成しましたが、大型ダンプによる土砂運搬に伴い、傷んだ道路の補修は原因者負担、要するに国、県の責任で行うとされており、3月の定例会における質問でも触れたところでありましたが、なかなか補修等の動きが見えないため、改めて村道竹ノ内蒜袋線、村道奥田大森線、そして県道261号大衡駒場線、これら3路線の今後の補修など、村への情報についてあれば伺うものであります。

そして、3件目は、海老沢地区の通学について質問いたします。

海老沢地区は、宅地開発が完了しハウスメーカーから現在21区画ですか、分譲販売、そしてあと個人的に取引でそのほかに住宅が建設が進んでおる姿がありますが、現在、今後とも転入者も増加している海老沢地区であります。同地区の児童生徒は、大衡村と大和町との覚書により、吉岡小学校と大和中学校への通学が可能となっておりますが、現在も同地区から大衡小学校に通学している児童もおりますことから、次の点について伺います。

1点目は、村全体及び海老沢地区の児童生徒、それから、未就学児の実態について。

2つ目として、人口減少からも予想されます児童生徒の減少、これらに対する対策として海老沢地区から大衡小中学校への通学をと考えますが、その辺り教育委員会としての考えはどうか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 佐野英俊議員の1件目の村と万葉まちづくりセンターとの関わりについての一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、会社設立経緯経過と会社への出資状況はとのご質問ですが、株式会社万葉まちづくりセンターは、平成17年、2005年3月に、大衡村と当時のあさひな農協、現在の新みやぎ農協や金融機関等の計6者の共同出資において、第3セクターとして設

置した法人であり、現在、設立から20年目に入ったところでございます。

設立目的といたしましては、民でできるものは民に移行し、行政のスリム化、新たな雇用の創出を目指すことを目的に設立したもので、現在タカカツ万葉パークほか6施設の指定管理業務をはじめ、合併処理浄化槽や大衡簡易パーキングの管理、村内公園等施設の除草業務など委託しているところでございます。

なお、出資総額1,000万円のうち、大衡村は65%に当たる650万円を出資している筆頭株主となっております。

次に2点目の、会社経営、特に経営悪化などへの出資者の関わりはとのご質問ですが、会社の経営状況につきましては、総務省が策定した第3セクター等の経営健全化等に関する指針や平成29年2月に本村が独自に策定した第3セクター等に関する指針に基づき、センターの決算確定後に、毎年財務状況に係る現地検査を行っており、検査結果はホームページで公表もさせていただいているところでございます。

コロナ禍による経営環境の悪化はあったものの、経営状況は健全であり、設立以来A評価、経営努力を行い事業は継続となっておりますが、まずは健全な経営が引き続き行われるよう適時適切な指導を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

2点目の遊水地工事に伴い傷んだ道路の補修についてとの一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の、村道竹ノ内蒜袋線と2点目の村道奥田大森線についてのご質問ですが、路面の損傷状況については、村と北上川下流河川事務所との現地確認し、補修要望をさせていただいております。現時点で補修計画が明確に示されておりませんが、村としては確実に対応していただくよう、引き続き要望をしております。

次に3点目の、県道大衡駒場線についてのご質問ですが、県道大衡駒場線を含めた県管理道路の舗装補修要望については、村からの補修要望を実施しているところですが、予算の確保や対応する人員不足等により具体的工事計画については示されていない状況でございます。村といたしましては、財源の確保や事業執行に必要な人員体制の強化を含め、引き続き要望してまいります。

次の3点目の質問につきましては、教育長より答弁をさせます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（齋藤 浩君） それでは、3件目の海老沢地区の通学についてとのご質問にお答えいたします。

1点目の村及び海老沢地区の児童生徒と未就学児の実態はとのご質問ですが、先月26日現在、村内における児童生徒は575名、未就学児は224名であります。このうち海老沢地区の児童生徒数は16名、未就学児は9名であり、海老沢地区より大衡小中学校へ通学している児童生徒は、小学生1名、中学生1名となっております。

次に2点目の、児童生徒の減少対策として、海老沢地区から大衡小中学校への通学の考えはとのご質問ですが、大衡村に住所を有する児童生徒は、原則大衡小中学校へ就学することになりますが、学校教育法施行例第9条において、保護者は教育委員会の承諾を得て、区域外就学させることができると規定されております。

ご質問の海老沢地区については、昭和53年3月31日付大衡村教育委員会と大和町教育委員会の間で、区域外就学に関する覚書を締結しており、海老沢地区の保護者が希望すれば、大和町の設置する小学校または中学校へ就学することができるとされており、海老沢地区に居住するほとんどの児童生徒は、自宅からの距離が近い吉岡小学校または大和中学校へ就学している現状であります。地理的に大和町の小中学校に近い海老沢地区特有の課題と認識しておりますが、海老沢地区の保護者の皆様が、大衡小中学校を就学先として選択していただくためには、通学手段の確保や、経済的な負担軽減などの施策を考えなければならないため、現時点は難しいと考えております。

答弁は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 答弁ありがとうございました。

再質問します。

まず、まちづくりセンターについてであります。設立当時のことについて、正直、私、承知していないために今回質問したのが実情でございます。そのようなことで、設立の経緯、経過については答弁にて理解いたしました。今回の社長の交代、村長の挨拶では6月21日に開催された株主総会で社長交代とのことですが、話せる範囲で結構です。新しい社長の経営者としてのその辺の経歴、あくまでも経営者になるわけですので、話せる範囲で結構ですので、そういう経歴があるのかどうか、質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長答弁できますか。村長。

村長（小川ひろみ君） 詳しくのあれはちょっと手持ちにないので、大変申し訳ありませんけ

れども、最終的に、2024年3月31日に宮城県加美農業高等学校の校長として退職をされた方になります。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 要するに学校の校長先生、教員上がりと理解してよろしいんでしょうが、それは株主総会のことでもありますので、それ以上のことは申し上げるものは何もありません。村が65%出資する筆頭株主になっている第3セクターゆえに伺いたいのは、この第3セクターの社長交代について、広く納税者である住民、村民何がしかの形で知らせる、周知する必要はないものか、その辺伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 住民の方への周知という形では、今回いろいろ一般質問もございまして、議会だよりでもあるとは思いますが、広報ではまだしてないんですかね。そして、今まで社長交代、20年になりますけれども、一番最初は多分村長が社長という形になってたと思います。その後、副村長という形で何人かの方がなったんですが、そのときも広報紙での広報などの周知ということはしたことがないというふうに今伺っているところでございます。であるものの、村としての関わりは大前提ということでございますので、今回は、結局20年間は大衡村の村長、副村長が、あと副村長を退職された方が就いたということもありましたけれども、今回は全然別な方、20年という節目に、ここはやはり、業務の結局目的というか明確化することも大切だと思いましたが、やはり自発的に行動することによって、仕事の面白さとかモチベーション、そういうものも必要だと思ったところもございました。そんな中で、行政とは関わり等、またちょっと離すということも必要じゃないかということで、今回そのような形で社長就任をお願いしたところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 村が筆頭株主、原資は税金、その辺考えますとやっぱり納税者に対する情報、今までは承認してきた社長は、公人であったと思います。今度、新たに外から社長就任を考えれば、必要なかなという意味で質問した次第であります。答弁にありましたけれども、会社の経営状況については、担当課でやっていると思いますが、現地調査、検査した結果を毎年12月予算執行状況として、財政状況が公表されておりました。間違いなく、手元にあるんですけれども、ただ非常に細かくて虫眼鏡かけないと見えないような、そして私はA3にちょっと拡大したものなんですけれども、この中でいろい

る項目ある中で第9に地方公共団体における点検評価の結果、さっき答弁にもありました。A評価をしておるといふ答弁もいただいたわけですが、A評価の誰が何をもって最終的にA評価、結論を出しているのか、その辺ちょっと参考に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 詳しくは企画財政課の課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

今お尋ねの件でありますけれども、この表にもちょっと見にくいということで小さくあれなんですけれども、当然立入りの検査といいますかさせていただきまして、財務状況等は示しているとおおり、確認をさせていただいているところでございます。なお、それらの諸帳簿と経理の状況等を聞き取り等した上で、担当課といたしまして、さらには上司までの決裁を経た上で判断をしているものでございます。既にご承知のことと思っておりますが、改めて申し上げますと、この判断基準につきましては、AからCまでがございまして、Aでは答弁させていただきましたとおおり、経営努力を行いつつ事業は継続という判断となります。B評価でありますと、事業内容は大幅に見直し等による抜本的な経営改善が必要である。Cにおきましては、深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要だということのような3つの判断をすることになっておりまして、万葉まちづくりセンターの経営状況につきましての評価におきましては、これまで開設以来、Aという評価をさせていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そのように手順を踏んで評価しているという点、理解いたしました。なぜ質問してるかということ、やっぱり経営の悪化が心配なんですよね、将来的に。前質問者の鈴木議員のほうからもいろいろ関連するような、将来に向けたそういうまちづくりセンターといいますか、万葉おおひら館の運営予算について質問も出ておりましたけれども、やっぱり将来に向けたそういう心配も、あるゆえに質問しているわけですが、村とまちづくりセンターの会社経営の村の関わりについて、答弁ではまず健全な経営が引き続き行われるよう適時適切な指導を引き続き行っていくという答弁がありましたけれども、答弁でも出てまいりましたけれども、総務省では第3セクターの経営悪化するということは、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことになるとい

う観点から、関係する地方公共団体は、第3セクター等の経営健全化方針などを策定し、自治体自らの判断と責任による効率化、経営健全化に取り組むことを、国のほうで要請した時期があります。答弁では、それらの経営健全化策を平成29年の2月に策定しているという答弁でありましたが、これはホームページに公表されておりますか。

議長（高橋浩之君）　まずは村長。

村長（小川ひろみ君）　企画財政課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君）　企画財政課長。

企画財政課長（渡邊　愛君）　こちらの指針につきましては現時点ではホームページのほうでは公開はしていないものでございます。

議長（高橋浩之君）　佐野英俊君。

5番（佐野英俊君）　先ほど申し上げました、実地検査に伴うタイトルがないんですね。この調査結果、A評価したというやつは、ホームページで見つけたわけですが、これらの総務省でいう第3セクターの経営健全化方針についての策定している割には公表されていない。県内の自治体、二、三か所拾ってみたんですけれども、やはり明らかにオープンにしてんですよね。こういう考えで、第3セクターと自治体との関わりを持っていくという、村田町にしても気仙沼市にしても、全てオープンになってる部分ありますので、やはりこの機会に何がしかの形で公表するなり、ホームページっていうのを、特に高齢者の方はおらら見らんねやっていう方もおります。ただ、今の社会ホームページ公表が主流になっておりますので、ぜひホームページに登載していただいて、誰しもが確認できるような姿を取っていただければというふうに考えます。あくまでもまちづくりセンターは、公共施設の管理、答弁にもありましたとおり、管理をはじめ、住民、村民の暮らしを支える順位を支える事業を行う重要な役割を担っているといえますか、そのように話しても過言ではないのかなというふうに考えますが、まちづくりセンター自体の経営努力が基本だとは思いますが、将来にわたり、経営の健全性が保持できるよう、ぜひ今後も65%出資する村、筆頭株主でありますので、その辺先ほども申し上げましたけれども村の関わりを村として明らかにして、健全経営を促進するように私個人的にも願うところですが、村長その辺いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君）　村長。

村長（小川ひろみ君）　今、佐野議員から、貴重なご意見をいただきました。

やはりホームページでの情報公開といえますか、こういうことも他の自治体の道の駅

とか、第3セクターではやっているというお話でありますので、今後このような形も、まちづくり、また本村の担当課、あと様々な関係機関とお話をしながら、このようなことができるものかいろいろと考えながらやっていきたいなと思っているところでございます。やはり第3セクターといえど、先ほども申し上げましたように、関わりというものは大前提でありますので、これからもその関わりは絶やすことなく、やはりいろいろな部分についての協議、そういうものを十分にしていきながら、これからの運営そういうものも監視強化をしながらやってまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） ぜひ社長交代したという時期において、多くの住民が関心を持っていることでもあろうかと思っておりますので、村長、答弁いただきましたとおり、ぜひ今後取り組んでいただきたいなというふうに考えるところであります。

次に、よろしいですか。

議長（高橋浩之君） 以上をもちまして一旦休憩させていただきます。再開を午後1時とします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 午前中、まちづくりセンターについては以上とさせていただきます、次に、遊水地工事で傷んだ道路の補修についてであります。答弁で村に対する情報とございますか、今後の計画等々についてはおおむね答弁で理解いたしました。

今日の社会、車社会と言ってもいいのかなと思うわけでありまして、広く見れば、この質問している3路線以外にまだまだ大衡村内あるいはよそ地域とございますか、県内を見ましてもまだまだ道路傷んでおまして、補修が必要だなというところはあるし、予算的にも追いつかないんだろうなという見方もしております。そういう中でも、今回改めて質問している意図は、数年前に開催された善川遊水地の周囲堤の工事説明会において、事業主体の国側が傷んだ場合、それ相応の土砂、1日何百台というダンプが往復して傷む道路については、先ほども質問の際にも申し上げましたが、原因者負担、国の責任で補修するという国交省側河川工事事務所からの説明の中であったわけであり

ます。村側から後藤課長等も出席しての場でのことでしたけれども、そういう説明の中でそういう場面があったにもかかわらず、なかなか遊水地が完成したけれども、道路の補修についてはなかなか見えない。そして、地元からいつからやるんだべねとか、あそこひどいねという声が多々聞こえるもんですから、今回質問しているわけであります。

さらに最近の工事終わったんだと思っておりましたら、村道持足海老沢線、持足地区から海老沢に行く間の田沖の村道です。ここにダンプが列を連ねておりまして、土砂のピストン輸送があった日というか、今現在もあるんです。そして、いろいろ工事看板、せっかく遊水地完成したにもかかわらず、今度は県事業だと思わんですけれども、善川上流地区掘削護岸工事という工事、村側にそれらの情報は当然あると思うわけですが、またそういう工事が始まり、ダンプが1日、今回はその割には少ないようですが、道路傷む姿が見え見えにあるわけでありますので、村道の道路管理する村側としても、この辺十二分に注視していただきたいなという意味合いで今回質問しているわけですが、先ほど申し上げたこの今始まろうとしている善川上流地区掘削護岸工事、この辺の在り方、もし通告外ですが、もし承知しておれば伺いたいなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 佐野議員から、やはり12月定例議会でもこのことについてのご質問があったと記憶しております。

現地の立ち合いも、課としても奥田大森線ヤードの乗り入れ口から荒川の前あたりまでと、あと竹ノ内蒜袋線は全線にわたりまして、あとは海老沢持足線、竹ノ内蒜袋線から海老沢橋までのところ、北上川河川事務所の方々と立会いとして一緒にやっているところでは。

また先ほど言いましたことにつきましては、都市建設課の課長から詳しく、そのような情報があるかどうかということは、答弁をさせます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほどご質問いただきました善川の護岸掘削工事ですが、施工主体は北上川下流河川事務所のほうで、護岸の補修、掘削工事ということで進んでいるというふうに伺っております。先ほど村長の答弁にありましたとおり、村道の補修については現地で確認しながら村のほうとしても、質問ありましたとおり、その国のほうでやっていただくのを忘れられないように確認するように現地の立会いをしながら確

認をさせていただいておりますが、今お話ありました善川の護岸の掘削工事等々、聞くところによりますと、令和7年度ぐらいまで続くような話もありまして、そういったことで関連の工事が、ダンプトラックが走行するというのも今後またあるというところもあって、補修工事も伸びているのかなというちょっと推測するところもあるんですが、いずれにしても村長答弁のとおり、国のほうに最終的にきちんとやっていただけるように引き続き要望してまいりたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） よろしくどうぞお願いするという以外ないんですけれども、村道はそういうことで県道261号大衡駒場線を見ますと、奥田地区、消えたラインの引き直しをもう県のほうでやっていただいた。それから近々補修するのか、先ほど村側と現地確認しているという答弁にもありましたけれども、傷んだ箇所を近々補修するのか、路面にマーキングしている箇所も見受けられます。傷みのひどい場所をできれば全線とがやるのが理想ですが、そういうわけにもいかないと思います。ぜひ部分的にでも傷んでいる部分でも手がけていただければ地元に対する姿勢といいますか、その辺ぜひ北上川下流河川事務所と現地確認したという答弁ありましたけれども、事務所のみならず東北整備局あたりまで、村長、ぜひ地元の声として伝えていただき、要望していただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当にですね、地元の方、道路状況見てて、いろいろとやはりご迷惑をかけている部分があるんだなと思っているところです。整備局のほうに要望というお話もありましたけれども、喫緊で令和6年8月23日、先ほど多分鈴木議員の質問の中でもお答えいたしました、宮城県土木部長と仙台土木事務所長への要望、村独自の要望というのは多分初めてではないかということで、課長のほうも言っていましたけれども、とにかく独自でも要望しなきゃいけないということで、県道の舗装補修の推進と予算の確保、それから県道大衡駒場線未整備区間の新規事業化、あとはですね、県道大衡駒場線渋滞対策、これは4車線化ということで、独自の要望活動をしているところでございます。それに伴って、整備局のほうにも私も足を運んで、いろいろと要望しているところでございます。今後やはり国のほうは、最終的にはやはり地元の方々に喜んでもらえるようなことで、最終的な対応はしたいということをお話をさせていただいておりますので、少し時間はかかるか分かりませんが、その辺りをご理解をしていただきたい、その

ように思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 先日の新聞報道にあった、仙台都市圏13の首長から県知事に対する最大の要望事項も、県道大衡仙台線の早期全面開通が最大の要望というふうに報道されておりました、村井知事のコメントも加速度的に進める取組をする、要するに加速化していくよという答弁だったのかなというふうに見ましたが、県の予算、答弁にありました人的問題も考えれば、確かに今、宮城大衡半導体工場の建設に伴うこれら道路整備と申しますか、これからが大変な時期かなというふうに思っています。しかし、遊水地工事に伴い傷んだ道路も申し上げておりますとおり、国側の一つの約束というか工事始まる前にそういう一つ約束的に言っておりますので、ぜひこれからもですね、引き続き村からの要請、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

道路関係、以上といたしまして、次に海老沢地区の通学について再質問いたします。

近年、村の人口は減少傾向にあるわけですが、答弁にいただきました、村全体の児童生徒数、未就学児の動向、教育長、これは人口動向に比例するものという見方をしてよいものか、その辺教育長はどのように判断なさっておるか、まず伺いたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 人口動向ですね、そういったものと比例している形で、児童生徒数、当然減っております。今後6年間分の児童生徒数等についての推計を図っておりますけれども、それを見ますと、中学生についてはほぼ横ばいかなという形で見ております。ただ小学生については、約半数程度まで児童数減ってくるのかなという形で思っております、そういった村全体の人口とそちらのほうの半分ってことはございませんけれども、小学生については相当減っていくというような見通しを持っているというところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 未就学児の実態からすると、小学生児童は半数に減っていくというようなことは、小学校における学級編制とか学校運営全般に何か大きく影響を及ぼすのかなというふうに思うわけですが、その辺いかがですか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 小学校につきまして、35人学級ということになってございますので、

そちらを下回れば当然1学級、単学級編制という形になってきます。それについては4年後、5年後ぐらいには1年生のところでそういった単学級の編成をせざるを得ないような出生数といいますか、そういったことで推計できておりますので、今のところそれ以降についても2028年以降については、今のところ1年生に入ってくる児童については1学級の人数込みとなっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 当然、今現在の未就学児を見ればそういう推計がされるのでしょうか。でも、今回質問しております海老沢地区、転入者がこれから先増えてくるのかなと。さらには、若い世代の方々が持家といいますか、家を求めて生活することになることを考えますと、人数はともかく、答弁では原則居住地通学が原則であり、制度運用から区域外就学を、今現在は大衡と大和の間の覚書で区域外通学をやっておるといふ答弁いただきましたけれども、海老沢地区から大衡小学校と吉岡小中学校の通学、現に混在してるというか、海老沢地区の場合、そういう状況になっておるわけですが、さらに教育長、持足地区はどのようになってますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 持足地区につきましては、大和町との覚書地区には入ってございませんので、大衡小中学校への就学が基本となっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） それでも吉岡に通学している家庭もたしかあると思いますが、いろいろな家庭の事情やらがあると思うわけですが、ほとんどの児童さんが吉岡あるいは大和中に通学している。大衡への通学、児童生徒は少数なわけですが、実際大衡に通学している児童生徒が存在しているわけでありますので、この辺教育委員会としても、いろいろ今後の児童数の減少に対する今後を考えた場合に、区域外通学は篤と理解するわけですが、教育委員会として何がしか考えるべきではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 区域外就学につきましては持足地区に限らず、以前奥田から大和町側に行っているお子さんとかいますし、また地域的な問題じゃなくて、途中で住所が変更になって転出された方で、卒業まで大衡の学校でという形で大衡のほうに通ってくる子、またその逆のパターンもございますので、その区域外就学につきましてはそれぞれの理

由というところもあるんですけども、基本的にはいじめ問題に関する子に関して区域外就学を希望する、あるいは通学の利便性、そういったもので区域外就学を希望する、またあと学校の特徴、特に変わった学校運営をしているというところを、そういったところに魅力を感じて区域外就学をするというそういったものが基本にございまして、それ以外のところは先ほど言ったような転出とか転入とかそういったものが入ってございます。海老沢地区部分と、海老沢プラス、今、糸繰の部分に住宅団地の造成がございますけれども、そこから見えるところに大衡の学校があるということで、この利便性については当然近くの学校を希望されるということで、今までの区域外就学ということがございました。大衡の学校の生徒が児童生徒は少なくなるからと言って、こちらに向けてということの意味合いではなくて、利便性を確保するということが一つのネックになるのかなと思っておりますけれども、そういった場合に今ですとスクールバス、そういったものを運行しておりますが、そういったものが物理的に運行することが可能なのか、そういったところも検討する必要がありますし、ただそれでもやはり近くということで、スクールバスですと登下校の時間の制限どうしてもできますけれども、近くで歩いていけるところであれば、そういった登下校の利便性ってのはやはり高いわけですから、そういったことをいろいろ考えたときに、保護者の方がどちらを選ぶかというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。そういったところについては、いろいろ検討する必要があるなというふうに思っておりますし、またこれからの住宅のほうにどういった形で張りついてくるのか、そういったところも未知数でございますので、そういったところを見ながら、併せて今後の検討課題かなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） その辺、今お話しの内容は篤と承知しております。実は、私も大衡中学校入学、吉岡中学校卒業です。そういういろんなケースがあるのかなと思ってますし、現在大衡小学校に通学している子供さんのお母さんのお話、ちょっと紹介します。

うちの場合はこども園の延長で、子供の友達の関係もあり、子供が大衡小への通学を希望したから送り迎えをしているが、全村的にスクールバスを運行しているのだから、海老沢持足地区もスクールバスの運行コースに考えてもらえば、徐々に大衡への通学も増えるのでは。そしてまた、親同士も一緒に大衡小学校への入学などについて、話しやすくなるのでは。今んところなかなか話、できないそうです。乗っけてってけんの、と

というようなことになるんで、今んとこ話できないと。通学できる手段があれば話しやすくなるのではないかというふうに話しされておりました。そのようなことを考えれば、スクールバスの運行、すぐ近くからの衡下地区の場合なんか、すぐ近くからの昔は集団登校した区域もスクールバスで通学しています。それらを考えれば、このスクールバスの運行経路の見直しなど、大衡への通学できる通学環境、これやっぱり教育委員会として、検討、決して大衡へというそういう入学、通学に対しては強制できないわけですから、そういう通学環境を整備することで、大衡の人口が増えようとしている持足地区やらからも、将来的に今すぐでなくともそういう通学というものが可能になってくるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） まさにそういった保護者の方のご意見等があると思います。通学環境というところでは、一番手っ取り早いのは、スクールバスの運行についての路線見直し、そういったことになるのかなというふうには思います。ただ、スクールバスについても今の路線を変更した形がいいのか、それとも別個にまた1台何かする必要のあるのか、そういったところも含めながらちょっと考えなくてはいけないというところもあるかと思えます。もともとスクールバスで今運行して、近くでもバスを利用している児童生徒はおりますけれども、もともと2キロぐらいについては徒歩、そういったもので運動といますか、そういったところのね、機能の面の、発達の部分にも徒歩通学というのも本当は必要なんですけれども、なかなか今はバスのほうに乗ってすぐ来てしまうということも現時点があります。だからといって、駄目ですよということも言えないので、現在スクールバスのこれは例えばなんですけれども、竹ノ内がスクールバスのバス停になっております。海老沢のほうから徒歩でそこに行くと、大体1.5キロ前後ぐらいで行くんですね。そうすると、ほかのスクールバスの路線のバス停から自宅までのところが、やはりその1.5、6キロ前後ぐらいのところ歩いて来る方もいらっしゃいますので、そういったところでどういったところまでスクールバスの延伸とか、路線の変更ができるのかということも含めながら、今後に向けて検討する必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 海老沢地区を売り出しているハウスメーカーの広告を見ますと、吉岡小学校640から740メートル、大和中学校は660メートルから760メートル、吉岡小学校、大

和中学校に通学可と。大衡に通いたっていか、そういう気持ちを思わせるような表現何ひとつないんですね。所在地大衡であって、吉岡に通学可という表記だけで非常に個人的にもむせたところなんですけれども、教育委員会としていろいろその辺、検討していただければなというふうに思います。何度も申し上げますが、通学については当然強制できるものではないと思いますし、昭和の時代は海老沢地区は大衡への通学が当然としていた。そういう時代もあったわけです。近年においても持足地区から大衡小中、もっともに通学していた児童生徒さん方がおったわけなんですけれども、ぜひ私が言うのは、児童生徒の減少対策の一つとして、これからの人口減少傾向にある中でさらに児童、就学児がそのとおりの中で、児童生徒の減少対策の一つとしても、やはり大きい意味で今すぐでなくてもスクールバス等の運行経路を見直しするなどして、大衡に住んでいるわけですから、今までのように戸数少ないんでなく、今度戸数増える中での海老沢地区ですので、そういう大衡小学校への通学環境を整備することによって、小学校の学級編成やらも考える場合、ぜひ私は検討する必要があるのかなというふうに思います。再度、教育長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 区域外就学というのは、特例的な扱いといいますかそういった形でやってくる制度でございますので、原則大衡に住んでいる子供たちについては、ぜひ大衡に通っていただきたいという思いはございます。それが通学手段でそれがスクールバスで解消できるようなものであれば、そういった方向性についても検討して、ぜひ大衡に通っていただくということになるのかなというふうに思います。

また通っていただく通学の手段ということだけじゃなくて大衡の学校の魅力というものの、そういったものを理解していただきながらぜひ大衡に来たいというような形になるのがもっといいのかなというふうに思っておりますので、そういったことも夢も含めながら、今後の検討になるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そのようなことで、ひとつ前向きに検討していただきたいなというふうにも思います。

最後に村長、これらの問題について村として、当然教育行政なわけなんですけれども、村長の立場での考えといいますか、参考に答弁いただければというふうに思います。お願いいたします。これで最後にします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 教育長が言ったことで、ほぼ全部が答弁となりますけれども、やはり先ほど佐野議員が言ったように宅地の売りに出るチラシ、大和町立小学校まで徒歩8分とか、中学校まで徒歩9分とか、そういうような形でなっているところがございます。そういう中でやはり大衡という文字が一つもないっていう部分もあるということは私も承知しているところがございます。

あとスクールバスでの送迎によって解消ができるのではないかとということもありませんけれども、私もある方にお聞きいたしましたら、なぜ大和小、大和中なんだろうっていう聞いたときに、やはり、スクールバス来ればそこでいいかも分からないけれども、今度部活とか、様々な部分の送迎の時間帯に合わせてということはないかなと思います。大衡の場合、夏休みになればバスの送迎はなくなりますので、そういう部分ですね、部活の送迎とかを長期休みのときの部活の送迎、そういうものも考えるとやはり歩いて行って、自分で好きなときに行って好きなときに帰れる、そういう環境が望ましいんだというような親御さんのお話もあったところです。

またあと、今ですね、現代においては幼稚園も、万葉こども園だけでなく、富谷、あと大和町、様々なところに行ってますし、小学校においても今は海老沢の方が吉岡のほうに9名、そしてホライズンスクールにも3名、そして、特別支援学校には2名という形で行っているところです。中学校におきましては、海老沢では5名、そして古川学園に2名、それから古川黎明に5名、そして特別支援学校に1名、あと不動堂というところに1名ということで、自分たち、ある程度選択的なのところが出てくるのではないかなという部分もありますので、あまり強制することもできないところも今現実あるのではないかなと思います。

また教育長も言っていましたけれども、こういう環境の中で大衡村全部小中学校におきましては、給食費、大衡の小中に通われていない方の分も全部無料無償化という形でしているところがございますので、そういうことも魅力の一つとしてどこを選んでもいいのかなということもあるので、それは大衡村民の在住の子供たちですから、皆同じにしたいという思いがあつての施策でありましたから、これからもやはりそれは続けていきたいなと私も思っております。

そんな中で、それでも選ばれるような小中学校であるような、魅力ある、やはり教育長も言っていました魅力ある学校づくり、そういうものも必要じゃないかと言っておりま

したので、やはりそういうことも考えながら、これから大衡村のやはり子供少子化対策、しかしながらまた地区計画の中で五反田、座府、河原も住宅計画もありますので、そういう部分も勘案するとそんなにそんなに減ることもないんじゃないかなということも思っております。これからそういうふうにならないように、きちんとした計画を立てながら、あと、今からの動向、そういうものを見据えながら、施策のほう進めていきたい、そのように思っております。

以上で、佐野英俊君の一般質問を終わります。

次に、通告順位3番、小川克也君。

4番（小川克也君） 通告順位3番、小川です。

部活動について一問一答で行います。

招集の挨拶でもありましたが、大衡中学校男子バレー部が県中総体で準優勝、そして東北大会に進んで3位。その後、全国大会に出場して、結果は予選敗退となりましたが、出場するに当たって、村では子供たちの旅費だったり交通費など、本当に手厚い支援もいただきました。また大会があれば、教育長、村長も会場に足を運んでいただき、保護者と一緒になって応援をしていただきました。日頃の練習の環境も不具合が起きれば、例えばネットが壊れたとか、また体育館ですね、申請していない状態でも柔軟に対応していただき、恵まれた環境で全国大会に出場することができました。子供たちの頑張りが一番であります、このように多くの方に支えていただき、子供たちも本当に充実した、部活動生活だったんじゃないのかなと感じております。その子供たちも精神的にも身体的にも本当に一回りも二回りも大きく成長し、これからもこのような子供たちが経験できるように、部活動を通してより成長してほしいという今回の願いを込めて質問させていただきたいと思っております。

文科省では、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、2023年度から公立中学校での休日の部活動の地域移行をスタートすることを発表し、2025年まで改革推進期間としています。地域の実情などに応じて、可能な限り早期に地域移行を進めるようにしておりますが、なかなかどの自治体を見ても、進んでいないのが現状でありますし、これまでの学校単位だけの運営では対応できないことが予想され、部活動の大きな変換期を迎えていると感じます。子供たちがこれからも部活動を続けられる環境をさらに整備していくことが必要と考えますので、以下の点について伺います。

1点目、村では、部活動の意義、価値をどのように捉えているのか。

2点目、部活動の加入状況と活動状況は。

3点目、部活動を担当している教員で、競技経験のある方が直接顧問になって指導している割合は。

4点目、部活動の外部人材の活用状況は。

5点目、地域移行について、これまでの取組と導入に向けての考えを伺います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 小川克也議員の一般質問につきましては、教育長に答弁をさせます。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） それでは、小川克也議員の部活動についてとの一般質問にお答えします。

まず1点目の、部活動の意義をどのように捉えているかのご質問ですが、部活動は学校教育活動の一環として行われ、スポーツ、文化、芸術に興味関心のある同好の生徒が参加し、技術の向上や記録に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できる活動です。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢集団の中での生徒による自主的、自発的な活動を基盤に、共通の目標に向かって仲間と認め合い、励まし合い、高め合いながら、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感及び連帯感を涵養するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義は高いと捉えております。

部活動の経験は、心身の健全な発達や社会性の育成のみならず、生徒自身の将来を豊かにするものとも考えております。

次に2点目の、加入状況と活動状況はとのご質問ですが、大衡中学校は令和6年度より部活動の体制をこれまでの全生徒所属から任意所属といたしました。

加入状況等につきましては、野球部は1年生6名、2年生4名、合計10名。

男子テニス部は1年生3名、2年生10名、3年生5名、合計18名。

女子テニス部は1年生5名、2年生5名、3年生3名、合計13名。

男子バレー部は3年生7名。

女子バレー部は1年生6名、2年生4名、3年生3名、合計13名。

男子バスケットボール部は1年生2名、2年生7名、3年生12名、合計21名。

卓球部は1年生3名、2年生4名、3年生10名の合計17名。

剣道部は1年生2名、2年生3名、合計5名。

美術部は1年生2名、2年生10名、3年生4名、合計16名。

吹奏楽部は1年生6名、2年生5名、3年生2名、合計13名。

無所属につきましては1年生14名、2年生8名、3年生8名、合計30名となっております。

また活動状況につきましては、全ての部活動においては通常は月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の午後6時まで活動しています。土曜日、日曜日については、美術部以外の部活動は行っておりますが、2日間のうち、どちらかを休むことを原則としております。

次に3点目の、部活動を担当している教員で、競技経験者の割合はとのご質問ですが、今年度の大衡中学校で部活動を担当している教員は14名で、そのうち担当部活動の競技等経験者は5名で、割合にすると約36%となります。

次に4点目の、外部人材の活用はとのご質問ですが、男女テニス部、男女バレー部及び剣道部において、主に休日に外部の方の支援をいただいております。

5点目の、地域移行についての取組と導入に向けての考えはとのご質問ですが、部活動の地域移行とは、教職員が担ってきた休日の部活動指導を地域団体や外部人材が担うことで学校主導から地域での活動へ位置づけを移行し、地域全体で子供を育てるという考えのもと、中学校のスポーツ、文化芸術活動を地域で展開する環境を整えるものです。

県の方針としては令和6年度以降を改革推進期間と定めており、準備が整った市町村から地域の活動に移行することとなっております。今年度から大衡中学校では、部活動が任意加入となっており、外部のスポーツクラブで活動している生徒にとっては、自分の活躍の場を選択できるようになっております。本村の地域移行についての取組としましては、令和6年2月に地域移行検討会を立ち上げ、6月に第2回目の検討会を開催し宮城県教育庁保健体育安全課よりアドバイザーとして出席いただき、構成団体が改めて地域移行についての共通認識や課題等についての意見交換を行っております。さらに、課題として、部活動指導員や外部指導者の確保、指導者間の指導方針や指導内容の統一、受皿となり得るスポーツ団体や指導者、練習場所の確保などをはじめ、保護者の負担面を考慮していく必要があるとの意見が出されております。今後もどのような意向のパターンが最適なのか継続して検討会を開催していくほか、学校側との連携や、子供たちや保護者などを対象とした部活動の意向を確認するアンケート調査の実施、近隣自治体の

情報収集と連携も図っていきながら、持続可能な制度となるよう、そして子供たちにとってよりよい部活動の地域移行となるように検討を重ねてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 部活動の意義でございますが、子供たちを教育する上で、大変重要な活動だと個人的にも感じておりますし、答弁の内容でも生徒自身の将来を豊かにするということが教育長、語っております。個人的にも本当に子供は娘3人いましたが、部活動を通して礼儀だったり、挨拶などの集団生活での生きていくということを本当に部活動で学んで、社会人になって、やってきてよかったなと個人的にも感じているところでもあります。そんなすばらしい活動の一つであります。今回任意加入になって、約30名部活動に入っていないわけでもあります。多様な活動を子供たちに与える機会も増えているところではありますが、主に部活動に入らない理由として何が挙げられるのか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 部活動に入らない理由としましては、自分が入りたいというような部活の設置がないということ、またあるいはほかのスポーツクラブですかね、そういったところで任意的に活動している方がいるということでの認識でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） またその中には他の地域での活動はしていない方も中にはいるわけですよ、教育長。中にいますかね、そういう方は、何もやってない方。その辺をお聞きします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 全員について、やってるかやってねかということについては確認しているものでございませぬので、詳細については承知しておりませぬけれども、ほかのスイミングとかサッカーとか空手とかそういったところに積極的に小学校のときから活動しているという人もいらっしゃいますので、そういった方々は、中学校の部活には所属せずにそちらのほうに行っているということは承知しているということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） また今回の加入、任意加入になったわけではありますが、昔ですと部活動に入るとき、家に帰ってプリントにお父さん、お母さんと相談しながら部活動を決めま

すが、今の加入方法ってどのように保護者と相談して決めているのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 各家庭でどういった話合いを持っているのかについては、承知しておりません。ただ、学校のほうでは部活動の紹介といいますか、そういった部活動の体験とかそういったものを通して、それを入る部活を本人が決めると。そしてその入部確認届ですかね、そういったものを学校のほうに出して、部活動に所属するというようなことでございます。その入部の確認届につきましては、本人が入部先は決めると思うんですけども、保護者のほうもそれに、保護者のほうも名前を書いて出していただくという形の手続といいますか、そういった形で入るということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 今後ちょっとお願いしたいのが、やはり部活動、大変意義のあることだということを保護者の方にも周知しながら、今後の部活動の加入方法も検討していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 多くの保護者の方は、ほとんど部活動に所属されて、そういった経験をされている方で、部活動の意義ということについては保護者のほうも十二分に理解されてると思います。子供たちも大衡中学校である9つですかね、部活動そういったものを見ながら、自分が行きたい、経験したいところ、そういったところを決めて入部するということだと思いますが、一方でこの部活動については任意加入としたというのは大衡村は遅いほうでして、実は学習指導要領上は任意の加入が原則になっておりまして、決して強制することがないようにというような指導が出ております。そういったこともあって、任意加入という形のほうに今回移させていただきました。前から任意加入ということが原則だったんですけども、この地域移行ということが出てきてから、その辺についてもガイドラインとかそういったところ、方針とかそういった中で任意加入、強制的な管理をすることのないようにということが言われておりますので、そういったことで令和6年度から大衡中学校でもそうなったということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 部活動、自主的、自発的な参加による活動であることは国でもうたっておりますし、それが他の自治体では先駆けて進んでおり、村では本当に遅いほうだと思

うわけではあります、中には30名、部活動入っていない状況であって、他の水泳だったり、サッカーやってる子がいますが、多分何もやってない子も10数名ぐらいいるのかなと感じております。これから、やはり部活動やスポーツを積極的にする意欲を高めることを村でも積極的に行って、小学校の子供たちに。そして部活動をこれから決める、何をやりたいのか、そういうことを明確にして、やっぱり村でもやっていく取組が必要なんではないのかなと感じますので、その辺もちょっと考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 部活動が今テーマでの話になってますけれども、部活動については当然そういった意義については従来からの先ほどお話ししたような意義がございますし、実際そういった結果としてそれがコミュニティーであったりとか、そういった興味の関係、そういったところも含めながら、いろんないい点が出てきてるんだというふうに思っています。それと、この働き方改革ってお話がさっき出ましたけれども、それらも含めてこれからの学校での部活動を維持していくことができない時代に実はなってきているということで、そういった中で部活動という形を何とか維持しながら、それをどうしていくのかといったときに、地域でその受皿を整備していきましょうという形に、国のほうで方針を出しております。

そんな中で、中学生だからということではなくて、小学生、中学生、大人、そういったものも含めながら、この地域のスポーツ振興、そういったところに部活動の部分の機能もまたそこで担えるような地域スポーツクラブという形の考え方に今移行してございますので、中学生が部活動に入るような働きかけということではなくて、それも含めてですけれども、生涯スポーツに楽しめるような環境をそういった部活動の受皿も含めた環境を整備していくということ、そういったスポーツにあとはみんなで楽しんで健康になるとかそういったことも含めながらやっていく方向性を、その環境をつくっていくというところが必要なのかなというふうに思っております。その中で、この地域移行の部分は今始まったばかりでございますので、そこをどうしていくのかも含めながら、この部活動についての考え方の整理もまた必要になってくるのかなというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） また今回の任意加入になりまして、入っていない子供もたちもいます。昔であれば部活動後援会費っていうんですかね、そういうものを一律皆さんから徴収し

て、部活動のいろんなボールとか活動費に充てていたわけですが、任意加入になりましてその辺の部活動活動費、今後どうなっていくものなのか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 令和5年度まではPTA会費とそのほかに部活動後援会費というのが別建ての予算という形で集金については一緒だったと思うんですけども、そういった形で3,000円とか2,000何百円という形で年によっては違うようですけども、そういった形で部活動をバックアップするといいますかね、そういった会といいますかそういったものがございました。その経費も使って、ボールであったりとか消耗品であったりとか、そういったものについても準備していたという経緯がございます。任意加入になったことによって、この部活動後援会費というものについてはなくなってございまして、それぞれそのときで部活で必要になる経費については、保護者が負担するという形が原則となっております。ただ、今までの部活動後援会費の繰越しといいますか残分がまだございますので、そういったものを令和6年度は使いながら、部活動の大会の参加費であるとか登録料ですね、そういったもの、あるいはボールとかそういった消耗品的な部分についてはその中から出しているというようなところでございます。それが今後だんだん当然なくなってくるので、そういったときにどの辺の消耗品的なところ、そういった個人が使うものであるとかそういったものについては保護者の負担というものがその都度出てくるというような流れに、今、制度上そうなっているということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 本年度は、繰越があつて、それで何とかなっているわけではありますが、来年度、保護者負担となりますので、どうにか保護者負担にならないように、ならないのでしょうかね。これはちょっと考えていただきたいと思うんですけども、その辺、教育長、来年度保護者負担にならないように、何か策を練っていただきたいと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君に申し上げます。

この案件はちょっと通告外ですので、回答できるかどうかは教育長判断でしてもらいますけれども、通告書の中に活動費とか何かの件は入ってなかったのでもっと。まず、教育長。

教育長（齋藤 浩君） まさにこの地域移行になるときに保護者の負担については、地域スポーツクラブ、そういったところになったときの指導者の人件費であるとか会場費であるとかそういったもろもろも含めまして、いろんな経費がかかる場合が想定されております。ただ今までのような、ボールだとかそういった自分たちが使う部分の消耗品については、そういったものについては、ある程度の保護者のほうの負担についてはお願いできる、ご理解いただけるのかなと思ってるんですけども、それ以外に必要なようになってくるといったところが先ほどの指導者の人件費とかですね、そういったところがきた場合にどうなるのだということも非常に問題になっておりまして、そういったところについてはできるだけ国のほうの、そういった負担とか県のほうとかそういった助成措置ができないのかというようなことが今いろいろ議論になっているところでございます。ですので、今の段階で、全部が助成措置になるようですっていう形も言えませんし、それを村が全部面倒見ますという話もできる私は立場にございませんので、そういったことで今後の検討課題、推移も見ながら、そういったものにかかる経費がどういったものがあるかの精査も必要になると思いますし、それが助成の対象なのか個人負担なのかの区分けも必要になると思いますし、それを誰が負担するんだと、保護者なのかと、自治体なのか国なのか県なのか。そういったところを区分け、あとは地域のほうでそういったものを会費という形で今度取るようになったときに、そこの運営する主体のところはどれだけ財務状況的に子供に対しての助成部分を面倒見れるのかとかそういった、本当にいろんなことが想定、考えられます。ですので、今の段階でどうだというのはちょっと言えませんけれども、できるだけ、ここで言えるのは、部活動は先ほど任意加入になったというお話をしてますけれども、そちらの教育課程外、部活動は教育課程外というふうになって、先生が担当すべき職務ではないとまで言われております。ですが、学習指導要領というのがあってその教科で何を教えるというのがあるんですけども、その中の保健体育の中に、球技という、例えば球技の話ですけども、位置づけの中に、ゴール型、ネット型、ベースボール型というのを、これを中学校の教育課程で教育しなさいってのがあるんですよ。そうしますと、それに関わる最低限必要なものについては当然授業という形でありますので、それについては、まず公費のほうの負担で準備ができる。ただ先ほど言ったように、個人個人がその部活に所属をして、余計にボールを買っておくとかそういった部分については今までは後援会費ですね、そういったところで賄っていたものが後援会費ということがなくなるので、それぞれの部活動のほうの中で、保護

者が負担になるよと。ただそれが全部保護者の負担にするのか、それも含めた形で今後の助成の範疇に入ってくるのかは、これからの議論といいますかね、今進んでいるところですので、今の段階では明確にはお答えできないということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 議長、この件に関して再質問してよろしいでしょうか。部活動についてということで。（「はい」の声あり）先ほど教育長の答弁の中で、私の決める立場ではないと、誰がこの立場なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。村長、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 部活の任意加入ですね、こちらはとても難しいところもありますし、加入しない、強制というわけにもいきません。教育長が言ったことでほぼ全部答弁になるわけですが、大衡の部活動の中でその中にはいろいろと面倒見ましょう、そして、あとクラブチームとかそういうのに入った人たちには、じゃあ何もないんですかというような形でとっても難しい問題になってくると思います。やはり費用負担の可否ですか、そういうものはすごく懸念も踏まえながら、やはりそういうことの是非っていいですか、そういうものをね、判断していくことをこれからはとても必要になっていくんじゃないかなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 任意加入になって部活やっている人、やってない人、本当に不公平だという声も多々あるかと思えます。でもやはり部活をやっている人、頑張っている人、そういう子がいれば、村でも応援、支援してあげてもいいのかなと個人的には思えます。活用方法としても人材育成基金、そういうような活用方法もありますので、その辺も含めて今後検討課題としていただきたいと思えます。お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 村ではスポーツで頑張った方々にスポーツ奨励金という制度もございまして、今回も先ほど言いました男子バレー部7人、あと水泳で頑張りました、それはクラブチームです。そちらで頑張った子供たちにも奨励金という形、また古川学園に行き、全国大会まで行った生徒さんもいますので、その方にもやっているところです。スポーツに対しては本当に奨励金というのは手厚く、本村としてはやっているのではないかなと思っているところだと思います。ただ、あと今回、いろいろ議論の中で、スポー

ツだけじゃなくやはり美術だとか芸術的な活動にも、これから奨励金ってのは必要じゃないかなと逆に思ってます。そういうことも、これからピアノで頑張った人、いろんな方々が出てくるんです。そういうことには別な形で、これからいろいろ、こういう幅が広がっている、選択肢が広がってる中で、そういうようなことも逆に考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思ってるところです。子供たちの活躍については、今回も東北、全国大会、本当に私もうれしくですね、本当飛び上がって喜んでいたところがございます。そんな中でやっぱり村としてできることは、やっていくつもりでございますので、そんな中で、ただ、いろいろなこれからの費用負担に対しての、どこまでできるか、そういうものの是非、そういうこともきちんとした形で、要綱とかそういうもので決めていかなきゃいけないんじゃないかなと思ってるところです。これが一番今、小川議員がいろいろ質問していただけてますけれども、そんな中で一つの課題となりましたので、これから検討課題として進めてまいりたい、そのように思っているところです。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 先ほどのスポーツ奨励金のお話もありました。奨励金、私も実は外部指導員やっております、奨励金をいただきました。本当に全国大会行きますと、本当にお金もかかりますし、本当に助かりました。本当にありがとうございます。奨励金についても、やっぱり住民からは大変助かっていると、ありがたいという声もいただいておりますし、今の物価高騰もありますし、いろいろと要綱を見直す時期に入っているのかなと思います。中には要綱を見ますと、県内の開催であれば半額という事項も書いております。現代に沿った要綱の見直し、今後必要なのかなと思っておりますが、その辺についてちょっと、質問項目外ではありますが、先ほど村長からスポーツ奨励金の話がありましたので、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） それでは村長。

村長（小川ひろみ君） 奨励金の見直し、県内であれば半額ということがあったんじゃないかなとか、あと個人であれば1万円とか、団体であると5,000円というところもありました。そういうところもあって、今回きちんとした見直しということで、担当課のほうにはお話をしているところです。要綱とか定めることを、これから来年度に向けてまた新たな形で大衡村の皆さんに、今から未来のある子供たちを育てていくためにも、このような形で応援体制を村側としてもやってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 次の3点目の競技経験者の割合について、お聞きします。

活動状況も、スポーツ庁のガイドラインに沿って規則正しいとか平日はいつも長時間でしたっけ、ガイドラインに沿って大衡中学校も活動しているということですが、やはり短時間での練習になります。やっぱり効果的、効率的に活動をしていただきたい。そこで、大衡村、顧問の割合が14人、14の部活があつて、5人の方が経験者で直接顧問持っているということであつて、やはりいろいろ担当科目があつて、いろいろと人事の配置も大変かと思いますが、割合としても36%、もう少し割合高く効率的に経験者のある先生を人事の配置していただきたいと、村民からもそのような要望もあります。やはり競技経験のある先生から指導いただきたいという声もありますので、その辺に関しても、今後36%から50%近く上がるように、本当にパズルみたいで人事配置難しいと思うんですけども、その辺何とか%上げていただきたいと思いますが、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） この質問に対しては、何とお答えしていいのかちょっと迷うところです。実は中学校の部活動については、先ほど言ったように教師の仕事ではないという位置づけが示されておりますので、今は休日の部活動を地域移行というお話されてますけれども、それは差し当たりという言い方をされていて、平日の部活動の指導についても教職員じゃなくていいでしょうということになってます。それは先週の土曜日でしたかね、文科省が概算要求という形で今回財務省に出したやつの記事が載ってたんですが、人手が足りなくて給与調整額というのを4%から13%っていう要求を出したというところを出してます。中身についてはその時間外、そういったものが、部活動なんかについてのかかる時間、そういったものもあつて、時間外手当として出せないんで調整額を上げましょうという、中教審の答申があつて、それに基づいて予算編成してるんですよ。それを出して財務省の言い分としては、いやいや部活動というのは先生の仕事じゃないですよ、その時間を減らしてあげれば、中々できるでしょうというような論法で今議論がこれから始まろうとしてるような状況になってます。なので、文科省側は教育サイド側からするとある程度この部活動についての重要性とかそういった必要性については先ほど来お話ししているとおりあるんですけども、一方見方を変えてみると、それは学校の仕事じゃない、極端に言うんですよ。その見直しも今後必要だつていう議論

が今始まっているようなときなんです。ですので、またそれにプラスして中学校って教科担任制なので、その教科の免許を持って人の中で人事の中の動きがあるので、その中で部活動の部分を前面に出した形の異動ってのはこれはなかなか今の教員不足の中で、人がもう充てられない状況が今出ていますので、その中でそこまで、人事に求める事については非常に厳しい。今の要望として、こちらからお話しすることはできます。こういった部活動に力を入れたいというお話をすることはできるんですけども、その方が必要とする免許の所持者かどうかっていうのがまず一番目にいきますから、そういったこちらの思いとして部活動に力を入れていきたいので、そういった教員の配置についてということでお話しはできますけれども、それについてはなかなか厳しいのが現実だということでございますので、それをこの場で頑張りますとも言えるようなちょっとお話でもない、現状はこうなっているということでご認識だけしていただければなというふうに思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 本当に人事の件は、本当に大変かと思えます。なるべくでよろしいので、そういう努力を教育長これからしていくということでもありますので、人事配置、ぜひ競技経験者のある顧問配置をしていただければと思います。

また外部人材の活用であります、休日、ソフトテニスや男女バレー部、支援していただいているというわけでございますが、指導者にも外部指導と部活動指導員ですかね、2つあるかと思えますが、その休日支援していただいている中で、部活動指導員を持っている方って何名いるかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 部活動指導者、指導員っていうのは言えば学校の職員になります。というのは、県教委が任命する教職員という形ではなくて、市町村が雇用する会計年度任用職員の身分で部活動指導員っていう形の雇用という形になります。ですので、そういった方は今現在大衡にはいないということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 部活動指導員の方、会計年度職員扱いということは顧問の負担軽減にも図れますし、多分大会や練習試合、先生がいなくても顧問がいなくても、引率できる指導者だと思います。たしか以前、広報見たんですけども、平成30年でしたかね、議会でも部活動指導員導入に向けて検討していくという答えもあります。その辺、今までの

検討経緯、あればお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 部活動指導員と外部指導者とちょっと今、混在してしまうので分かりづらいかもしれませんけれども、外部指導者、いわゆる休日等にコーチの立場といますか、そういった権限はあまり持たなくてこの技術的な指導する人、そういった人は今現在おります。今5人おりますけれども、そういった外部指導者のほうは学校のほうから部活の中でお願いをしているという形になります。

先ほどの部活動指導員については、先ほどの会計年度任用職員って形になってくるので、それなりの指導者の資格を持っているとか教職員免許を持っている方とか、あとはその雇用形態の部分についての制度の整備とかそういったものがもろもろ必要になってきますので、来年度に向けて今現在その辺の整理をしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 会計年度職員の導入に向けて、来年度整備しているということですので、その辺、時間とか報酬とかその辺も決めて、会計年度職員を募集というんですかね、していくということによろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） するというふうに決定してるわけじゃなくて、その方向で今検討しているということになります。といいますのは、部活動指導員になりますと国費が3分の1、県費が3分の1、市町村で3分の1というようなこの負担割合等もございまして、補助対象になり得るものがございます。そういったものであるとかあとは、平日と土日と含めてのお願いするようになるのか、取りあえず休日の部活動に向けての休日だけの任用になるのかによっても、トータルで週5日の平日なのか、土日の休日なのかそれともトータルでなのか、そういったところについてもその地域移行への移行の仕方によっても変わってくるんですよね。ですので、ちょっと今のところまだ正式ではございませんけれども、地域移行の地域スポーツクラブというのができるまでの間については、部活動指導員が土日とかの活動については先生に代わって部活動を見られるという状況のほうで、今のところは現実的なのかなあというふうに思っております。ただそのときに、部活動としての指導が、この部活動指導員の人権限を持つようになりますので、その指導の内容であるとか指導計画であるとかそういったものについては、顧問の先生と協議をしながら、そごがないような調整もしながらやっていかなくちゃいけないってことも

出てきます。ですので、それがどの種目でそういう人がいるのかとかそういったところもなかなかないんです、実際のところ。土日のこの時間だけ来てください、このくらいの金額ですよということで、ただこういった学校との打合せがありますよとか、いじめ防止研修を受けてくださいとか、そういったものを全部網羅した方をお願いするようになってしまいますので、なかなかこれも現実的に難しい、ただそういった方向性で考えざるを得ない状況に今なっているということでございます。ただ、そのときの人材については県のほうでの人材バンク、そういったものを今つくってますので、そういったものに登録しながら、こちらでやってもいいよっていう人がいれば、そういった方を当たっていくというような形での今後ちょっと検討といいますか、計画でいるところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 部活動指導員は導入に向けて、教育長、まず要綱取決めってのはどうなんですかね、先に決めて、それから募集をかけるというのは。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 要綱は当然先に決めなくてははいけません。その要綱をつくるのに今ほかでやっている要綱等、そういったものを確認しながら、それ大衡バージョンといいますか、そういった形で決めて、そういったの予算づけとかそういったところも今後出てきますから、こちらだけで決められるものでもございませぬし、ただ、その地域クラブのとしての部活の受皿、そういったものができる場といたしますかは、ある程度進めなくちゃいけない部分がありますので、そういった部活動指導員という制度を使いながら地域移行に向けての間の指導者を確保していく、そういった方向性も一つあるということで、それに向けて今検討を行っているということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） あと、5 点目の地域移行について伺います。

検討委員会、これまで2 回行って、アドバイザーの方にも入っていただいているいろんな質疑、いただいているわけでございますが、最初の質問でも述べましたが、やはり地域移行というのはなかなか進まない、いないものでもあります。いろいろと皆さんと議論している中で一番課題となっている一つの理由として、教育長、どのようなことが挙げられるのか。一番は人材の確保でしょうか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 今。人材の確保が一番ですし、その地域のクラブ受皿のほうがこの持続可能な組織になり得ているかどうか、それは人材も含めての話になると思うんですけども、そういったところの受皿としての持続性がないところで、一連で、あともうできませんよということでは受皿になり得ないと思いますので、そういったところの、体制をしっかりとこうできるところ、これは当然人材も含めての話になりますけれどもね、そういったところがネックになっているというふうに思っています。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 指導者の確保、持続可能、お願いしてすぐ辞めるんでは本当に問題でもあります。でも大衡村でも、地域移行について前向きな方もいると聞いております。ぜひそのような方から全部部活動で進めるのではなく、一つだけの部で進めて、まずは進めていくのもいいのかなと思いますが、その辺教育長、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） まさに全部を1回で地域移行というのは、まず無理だと思っております。国のほうでも言っているのは、準備のできたところから段階的にという言い方、その地域移行を進めていきたいと思いますというふうになっております。

ですので、種目、そういったものがどこにどういった人材の方がいらっしゃるのかそういったことも、先ほど言った人材バンクとかそういったところ、また手挙げ方式でもいいんですけども、そういったところの情報収集しながら、それが受皿としての組織としてこの持続性、そういったものを見ながらやっていかななくてはいけないのかなというふうに思っています。先ほど来、地域クラブっていう形の地域っていう話で主体のことをクラブという形でお話ししてはいますが、クラブとしての単独で何々クラブということで受皿があるところはいいいんですけども、ないところについても地域移行については進めなくてはならないような形になっております。そのときに国のほうのスキーム上は、市町村がその受皿を直営みたいな形っていうのを想定の中に入ってるんですよ。そういったことも含めながら、そうしますと、例えばですよ、これは例えばですけども、村の中に教育委員会の中に部活動部、部活動課みたいなのができて、そこに指導者が職員としているとか、会計年度でもいいんですけども、そういった形で組織をつくるのか、そこがその指導者でなくてもコーディネートをするための担当の課になって、それぞれの指導するとか、そういった組織組織の中心になるとか、そういったいろんなことがちょっと想定されておまして、その中で実際に大衡のほうで何かの競技につい

て指導者資格を持ちながらできる人がいるのかといったときには、今のところ先ほど来言ってるように分からないところもあるので、その辺を情報収集しながら、どれがいいのかというのを今後検討していく必要があるということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 人材確保の一つとして、ちょっと矛盾するんですが、地域移行、教員の働き方改革が主な理由でございます。でも教員でも、部活をやりたいという方も10人に1人はいると思うんです。そういう方に対しても、やはり村独自で副業も認めて、人材確保に充ててもいいのかなと思うんですけれども、教育長、こういう考えはいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 今まさにお話のあった教員の中で、やはり部活をしたくて教員になったという方もやっぱりいるんですよ。そういった方については、土日とかそういったものにぜひ協力して、地域移行の受皿になりたいというお話も大衡ということではなくて出ております。そのために、教職員の兼職兼業規定があるんですけれども、それを地域クラブとかの受皿になったところで、指導者として報酬をもらいながら兼業することができるというふうに改正になっておりますので、そういったよくある先生についてはその地域クラブに所属をしていただいて、兼職権限をとっていただいて、報酬を受けながら指導ができるという体制はつくれるような制度上、今なっておりますので、それが大衡のほうにいるかどうかはまだ別の話ですけれども、それも含めながら検討していかなくてはいけないのかなということでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 先生方の休日の指導を認めているということでございますので、ぜひ先生方にも報酬を高めに設定し、今後は検討していただきたいと思えますし、また大衡中学校の生徒で部活動が楽しいと、今後教員の先生になりたい、今やっているスポーツを子供たちに指導したいと、そういう夢を語っている子もいますので、ぜひそういうやる気のある方先生に対しては副業を認めて報酬もアップさせて、指導していただきたいと思えます。答弁はよろしいです。

あとはアンケート調査、これから行っていくということでもあります。やはりアンケート調査、やっぱり子供のやる気、保護者の意向も聞かないと土日やっても無駄ですので、大変よい取組だと思います。またそのアンケート調査に向けて、今後のスケジュール、

どのようなアンケート調査なのかその中身もお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 今後のスケジュール等で整理する内容については、担当の堀籠課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（堀籠 淳君） アンケート調査の項目の内容につきましては、今ちょうど精査をしている段階でございますが、休日の部活動の意向とか、あとは保護者の方に対しては負担面の関係とか、そういったもの、近隣でも自治体で行っている自治体もございますので、そちらの内容についても十分取り入れながら、成果のあるアンケート調査を行っていきたいというふうに思います。

あと、これまでの地域移行に関して2月と6月の2回、検討会を行っているわけですが、その際いろんな意見も出していただきまして、それらも含め、アンケートの結果も含めて、3回目、4回目というふうな形で、先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、一過性の制度で終わっては駄目だという部分もありまして、継続性のある、子供たちにとって、保護者の方も含め、混乱を生じないような制度設計というような形のものをつくり上げるべきだというふうには思っています。今後の検討会の内容等によっての状況ということになります。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 部活動、国では地域移行、地域移行と言っておりますが、国も本当3年後、2年後、地域移行を進めると言っておりましたが、何かちょっと、ぐずらもずらというなかなか本当に宙ぶらりんとか、はっきりしてないのが国の現状でもございます。それに村が振り回されているとか、本当に地域移行は難しい移行でもございます。部活動本当に今大きな、先ほど言いましたが、変換期を迎えておりますので、今後も変わらず部活動であってほしいと思っておりますので、最後にその辺に含めて、村長、部活の在り方、最後お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 国のほうもですね、手をこまねいているわけではなくて、いろいろなことをね、やっていることと私は思っているところであります。

また、課のほうもアンケート調査する。そして情報収集、こういうこともしていくということも言ってます。一過性じゃなくそして継続したような形でもっていききたいとい

うような大きな目標を立てておりますので、やはり現状とか将来的なリスク、そういうものも考えていきながら、そして分析して村としてどのような対応が一番いいものなのか、そういうことを分析しながら、今後前に進めていきたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 以上で小川克也君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を2時40分といたします。

午後 2時28分 休 憩

午後 2時40分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告順位4番、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 通告4番、石川 敏であります。

私は、本定例会の一般質問といたしまして、地域おこし協力隊、その導入計画、それから庁内の機構再編の進捗状況、この2件について質問をいたします。

まず1件目の地域おこし協力隊につきましては、7月に開催されました総務民生常任委員会におきまして、来年の4月、来年度から導入したいというようなことで、その計画の内容が担当課から説明がなされました。

地域おこし協力隊につきましては、これは国の制度でありますけれども、都市部の若者が一定の期間過疎地域など、そちらへ移住して、地場製品の開発、あるいは農林水産業などに従事するなど、地域に定住、そして移住を図る取組として平成21年度から国の制度として創設をされております。今年で15年目に入るわけでありまして、最初の平成21年当時、全国で取り組んだ団体が31団体の隊員で89名ということでスタートしたようであります。その後、年々、全国で取り組む自治体が増えてまいりまして、現在では相当の全国で自治体隊員数も増えている状況でございます。宮城県内でも相当の市町村で取り組んでいる現状のようでございます。本村におきましても、そういった状況から来年度からこの地域おこし協力隊、新たに導入をすべく準備をしていくということでございますけれども、何点かについて質問をいたします。

まず最初は、本村における様々な村政の運営についての政策、その中でどのような分野にどんなような課題があつて、今回地域おこし協力隊だけではありませんけれども、どのような今の現状の村の地域づくりにおいて課題があるというふうに捉えておられる

のか、そういった状況についてまずお尋ねしたいと思います。

次に常任委員会での説明では、今回の地域おこし協力隊の募集目的ということで、特産品のコーディネートに係る活動ということで示されておりまして、主にふるさと納税、あるいは特産品に係る業務ということになっておるようでございますけれども、その具体的な活動の内容、あるいは隊員の方に期待する成果、こういったものを想定しておられるのか、その状況について伺います。

次に3点目としては、協力隊の募集に当たってですけれども、採用する対象者あるいは勤務条件、待遇、そういったもの、常任委員会の中でも説明を受けたわけでありまして、けれども、どんなようなその人材を求めているというふうに考えておられるのか、そういった細かい細部について改めて伺いたいと思います。

4点目としてはスケジュール、これからの進め方でございますけれども、予定として来年4月からスタート、実施したいということであって、現在準備を進めていくということでございますけれども、どのような手順で進めていくのか、その具体的なスケジュールの時期、内容について伺いたいと思います。

次に2件目、庁内の機構再編についての進捗状況について伺います。

この庁内の機構の再編につきましては、昨年11月に議会の全員協議会におきまして説明がございました。1回目ですね。一部の今の現在の課の業務内容を、見直し検討して再編をしたいと。業務を集約したり、分離する課もあるようですけれども、そういうことで考えを示されまして、課の設置条例改正が必要になってまいりますので、昨年の12月議会に提案したいという当初考えてございました。でも、全員協議会におきましては様々な各議員からも意見が出されまして、結果的に令和5年度の実施は見送って、細かい点さらに検討して、今現状に至っている状況だと思っております。その後、今のところまで、こういった再編、課の編成になるかという具体的な内容についてはまだ常任委員会とか、いろんな場面でまだ説明というのはなされておられません。具体的な中身ですね。ということで、果たして、まだ今の段階でどこまで進んでいるのか。どんな内容にしようと思ってるのか、その辺を具体的な内容について、伺いたいと思います。

まず最初は、見直し検討している各課の業務内容、こういった業務内容をどのように再編、する考えなのか。具体的な業務の中身ですね。そしてどのような課の編成、名称も含めてどのようになさろうと思ってるのか、それをまず伺いたいと思います。

再編後の各課の職員の人数、それに合った、職員の人数何人体制で、どのような役職、

管理職も含めてどのような人数体制でしようと思っておられるのか。職員の体制についてまず伺います。

職員のいろいろ役職あると思うんですけども、職員の手当、管理職手当なり何なりありますけれども、役職の人数も変わってくれば手当も変わってくるのかなと思いますけれども、現在の職員の手当、様々な手当は種類ありますけれども、その辺の取扱い、どのようにそれをなさろうとしているのか。変える部分があるのかどうか。そういった考えも伺いたいと思います。

あとは最後に職員の人数、職員の定数ですね。現在の定数、条例上の定数は100名以上になってますけれども、今現員で90何名ですよ。これからいろんな業務に当たって、職員定数、人数をどのようにしようと思っていくのか。毎年の職員の採用、何人かずつ採用してるわけですけども、採用に当たっての考え方、方針、上級職、専門職いろいろありますよね、業種、職種もですね。その辺の募集に当たっての方針、考え方も伺いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 石川 敏副議長の1件目の地域おこし協力隊の導入計画を問うとの一般質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊は都市地域から生活の拠点を移した方を地方自治体が地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間その地域に移住して、様々な地域おこし活動を行いながら、地域への定住定着を図る制度であり、本村においても導入に向けて検討を重ねてきたところでございます。

まず1点目の、地域おこし分野における本村の課題は何かとのご質問ですが、特産品の開発や、SNS等による情報発信が不足している点が課題であると考えております。これまでも新たな特産品の創出や、X及び公式LINE等で様々な情報発信に取り組んできたところですが、特産品の開発に意欲を持ち、SNSの活用にたけた地域おこし協力隊員を採用することにより、この課題を解決できればと考えております。

次に2点目の、地域おこし協力隊の活動業務内容や、期待する成果はとのご質問ですが、今回は特産品のコーディネート活動を行う人材を募集したいと考えております。具体的には、ふるさと納税の返礼品等で取り扱うことを想定した新商品の開発や、対外的なイベントに参加して既存の特産品のPR、SNS等による情報発信業務等、特産品の

魅力向上に必要な業務を行う方を、地域おこし協力隊員として迎え入れたいと考えてございます。自由な発想と、隊員がこれまで培ってきたスキルを最大限に発揮していただくことで、新しい特産品の創出と、全国に大衡村の特産品が周知されることを期待しているところでございます。

次に3点目の、協力隊員の募集内容、勤務条件、待遇等の詳細はとのご質問ですが、募集する人材は特別交付税の地域要件により、募集時点で3大都市圏域内の都市地域もしくは3大都市圏域内一部条件不利地域または政令都市に在住する方を募集してございます。また特産品コーディネーター業務に関心と意欲があり、地域のために村民や事業者等との円滑な連携、協力体制を構築できる方で、パソコン操作とSNS等による情報発信ができることを主な条件としております。その他業務の性質上、広報活動やインターネットを活用する業務に精通されている方は優遇したいと考えております。雇用体系には任用と委託の2種類がありますが、先進自治体への聞き取り等を行い、検討した結果、週5日勤務の会計年度任用職員として採用することといたしました。任用期間は1年間で最大3年間まで延長可能となっております。初任給は月額18万1,800円としており、こちらは任用期間延長による昇給を加算しても、特別交付税の枠に収まる金額の設定としています。その他福利厚生として、住宅や自家用車の借上料の支給等もありますが、いずれも特別交付税の措置対象となっております。

最後に4点目の、導入までのスケジュールはとのご質問ですが、9月から10月末にかけて、村のホームページや県のポータルサイトを使用して募集情報を周知するほか、一般社団法人移住・交流推進機構通称JOINが運営する隊員希望者登録システム等を活用し、幅広い人材の中から条件が合う隊員希望者を募る予定としております。その後、11月の採用試験を経て12月には協力隊員を決定し、その後来年の3月までを準備期間とした上で、来年4月1日の任用開始を予定しております。

次に2件目の、庁内機構再編の進捗状況はとのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、見直し検討している各課の業務内容はとのご質問ですが、今年度より、子ども家庭センター設置に市町村は努めなければならないとされていることから、母子保健と児童福祉の両分野の一体的運営、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うためにもセンター機能を担う部署は必要と考えております。また、半導体企業立地や、関連企業、既に村内に立地される企業等に対する調整対応も必要と感じているところであります。その他にも村の総合計画を担うところと、財政部門はそれぞれの機能を果たす

上でも、村としての堅実な判断ができるのではないかと考えているところでございます。

2点目の、庁内各課の職員人数、役職等の体制はとのご質問であります。現在、各課の職員数から見ますと大幅な増減はないものと思っておりますが、課の再編により課が増設されれば、課長職等については当然増えるものであります。

3点目の、再編に伴い役職に係る各種職員手当の見直しはあるのかとのご質問であります。現段階では現行の手当のままと考えておりますが、役職名等につきましては、課再編に伴い必要な役職であるか否かを熟慮し判断したいと考えております。

4点目の、職員定数や今後の職員採用に係る方針はとのご質問であります。課の再編を考える上では、現行の定数条例の部局ごと総体的な見直しも必要と考えており、これに合わせて職員採用も考えていくものであります。現段階では、今後の村の情勢を鑑みますと、職員の増員は必要だと認識しているところであります。前回の課設置条例の改正案につきましては、慎重に検討してはどうかとご指摘をいただいておりますので、来年度に向けての機構改革案につきましては、今後検討会を開催し、各課長との意見交換を交わし、揺るぎない信念を持って議員の皆様にも納得いただけるような説明を今後、議会全員協議会等で説明させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ただいま村長から1回目の答弁をいただきましたが、細部にわたって再質問させていただきたいと思っております。

まず地域おこし協力隊、今回来年度から導入したいというような考えでありますけれども、今令和6年度の途中でありますけれども、具体的にまず最初に来年度から、この協力隊を入れたいとふうに考えに至った、まずね、最初の取っかかりとして、当然その準備期間必要ですので、課の再編と違いますから、1か月、2か月で準備できることではないと思っておりますので、当然来年度に向けてスタートしたわけでしょうけれども、具体的に導入しようというふうに判断に至った理由っていうんですか、その辺の状況としては村長自身どうなんでしょうか。その辺の考えに至った今の現段階の考えとしては。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 鋭い質問をいただきました。

私も議員時代からこの地域おこし協力隊というのは、本村にとって必要ではないかというふうに訴えていたところでございます。そんな中で自分の公約にも入れておりました。

たので、ぜひということで、もう最初から就任当初からこのことにつきましては、課のほうに訴えておりました。そんな中で、ようやくこのような形になったということでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 村長に当たって、そのような公約の一つでもあったということで、やっとそれが具体的に2年目に入って動き出したのかなって感じするわけですが、今の村の状況見て、いろんな分野で課題というのはあると思います。その中で今回の協力隊については特産品のコーディネート、ふるさと納税に関わるような業務と。取りあえずその中で、その業務をやっていただくというようなことにしてるようですが、具体的にそういう分野に決定したというかね、選定したというのもその辺の考え方としては、優先的に考えたと思うんですが、その辺の考え方の一つをまず、きっかけ的なものをまず次に伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回の先ほど答弁の中でも申しましたけれども、今回の地域おこし協力隊の方々の要綱といたしましては、特産品のコーディネート活動を行う人材という方で募集することにいたしました。これも、やはり各課いろいろな提案様々いたしたところでございます。またいろいろと、各課なり、私、副村長、いろんなところで、いろいろ揉んだところでありまして。何が今、大衡村として足りないところなのか。やはり足りないところとして補うための地域おこし協力隊ということが一番いいのではないかと。いうことでありまして、様々なやっぱり特産品もありますけれども、SNSとかX、やはりそういうものにたけた方、やっぱりそういうことも必要だと思いますので、やはり今は情報発信の世の中にもなってますので、そのようなことに決定したところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） やはりいろんなこの自治体でもそうですけれども、自分の町、村、やっぱり外部に渡ってどのように知っていただくか、PRしていくか、外部から人を来ていただくかということを取組が本当に大きく出ている部分があるなというふうを感じるわけですが、そういうことで今回村として特産品に関わるようなものが、果たして大衡村、今の現状を見た場合ね、出せるようなものがなかなか乏しいなって感じします。ということで、結果ではないでしょうけれども、ふるさと納税に係る部分だっ

村としての特徴ある返礼品がなかなか見つけにくいというのも一つの要件なのかなというふうに感ずるんですけども、ぜひそういった特産品の開発なり外部に対する情報の発信、そういったことに取り組んでいただくのは、選定の仕方としては評価できるなどというふうに私も感じます。ということで、ぜひその辺は前に進んでもっていただきたいと思うわけですが、先ほど全国の状況いっぱい増えてるって言いましたけれども、総務省の資料によりますと令和5年度末で全国で15の道県、そして市町村は1,149市町村で今取り組んでるようです。当初は何十でしたかね、30幾つとかそのぐらいでしたけれども、ということで宮城県内でも27市町のように。県内35市町村でしたか、7割、8割ぐらいですかね。隊員数も158名ですかね。ですから、1か所10名弱ぐらいの人数が隊員として活躍されている状況です。近隣でも大和、富谷、大郷と多分全部おります。ですから、多分この近辺でも大衡だけがないのかもしれませんが、協力隊は。ですから、後ればせながら、まずね、こういったことに取り組んでいただくということは、非常に前に進んでいくのかなというふうに思うわけでありまして。隊員の募集に当たっていろいろ条件あるようではございますけれども、答弁では会計年度職員として採用するというところで、常勤扱いになるのかなと思いますけれども、給料、あと様々な待遇手当関係も説明ありましたけれども、経費については特別交付税の措置対象になるということで、これはかかった経費、基準額あると思いますけれども、全てが交付税の対象になるというような認識でいいんですか。その辺はどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その辺、詳しくは企画財政課長に説明させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

基本的には、今お話しいただきました隊員の給与に関するもの、あとは活動費といたしましての車両の借り上げとかあと隊員の作業道具購入、消耗品代等々ですね、総じて特別交付税の対象となるものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 国の制度のほう、総務省の制度では、金額も示されてますよね。給料が幾ら、あとその他の経費が幾らで、トータルで400何十万円とかってというのは載ってますけれども、その辺は全部対象になるというのは認識でいいんですか。具体的な金額については。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

内訳で申し上げますと、先ほど申し上げました給与に相当するもの報償費等につきましては、320万円上限、活動費については200万円、それぞれ1人当たりの上限となっております。合わせて520万円が上限となっているものでございます。その他、サポート費用とか任期中、さらには終了後ということで最終的な目標は移住定住をしていただいて、起業していただくというところが目的でありますので、起業にかかる経費とか等の措置もされているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 協力隊員の方々に具体的にやっていただくような業務内容、まだ細かい点は固まっていない部分あると思いますけれども、様々な分野の業務を携わっていただくということでしょうけれども、具体的にふるさと納税に係る業務なり特産品の関するいろんな業務ということですが、具体的にどんなような目標値、協力隊の方にやっていただく目標としてどういったところを期待するとか、設定なさっているのか。ただ単に上がっていけばいいということではないと思うんですよね、数字的に。ですんで、任用期間中どういったところまで村として引き上げていきたいというのは、その目標的なものが具体的なものとしてあるのかどうか、そういったところはどうか。ようか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 具体的な数値ということではいいまして、なかなかその金額的な目標とか、件数的な目標というのは現時点では今ちょっと持つてはいないわけでありまして、とにかくご指摘をいただいておりますふるさと納税の品目が少ない、特産品が少ないということでもありますので、最低でもそれらを1品目でも2品目でも増やしていくということが一つでありますし、もともと何十年もこちらに大衡村に住んだり仕事をしたりしていても、なかなか気づかない点もあるかと思いますが、外部の方の新たな目で見ていただくことによって、現在村内にあるものでも組み合わせれば品物になるとか、ちょっと我々ではそんなもの商品価値あるのっていうものを見た目が違うければその部分で何か新たなものが発掘される可能性があります。ただ、地域おこし協力隊の方がぼっこり来てすぐそこで何かを見つけ出すというのは難しいものですから、当然担当課、企画財政課でありますけれども、担当課の職員がそういった新たに地域おこし協力

隊として着任いただく方の要望等を聞きながら、それを間に入れて村民の方々等とのコーディネートをしていくことが、一番大切なものかなというふうに考えているところでありますので、元に戻りますけれども、1品でも2品でも返礼品、ふるさと納税の魅力あるものを新商品の開発なり、今あるものの組合せであったり、そしてそれらの情報発信をもっともっと大衡村をPRしていくということが望んでいるところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） やっぱり依頼する側、村側と業務を受けていただく隊員の方との意識の共有といいますか、その辺のこういった部分もこのように考えていきたい、やっていただきたいと。やっぱりそういったところを明確にして、お互いに共通認識でもってやっていただかないと、期待した成果っていうのなかなか難しさがあると思いますので、ぜひそういった部分で、期間も限られてるわけですので、まず1年ずつで更新、最大3年ということですが、そういうことで、ぜひ目的に沿った成果の上がるような内容で進めていただきたいというふうに考えるものであります。

まだちょっと戻りますけれども、具体的な待遇の内容であります。

給与については、月額18万1,800円という金額で答弁ありましたけれども、こういったことで会計年度任用職員というなことでの採用ですと、ある程度仮に3年継続ってことになってくれば給与改定といいますかベースアップとか昇給というのは予定されているのかどうか。そういった部分と、あと住宅借り上げ、通勤手当、自家用車借り上げ等ありますけれども、具体的にそういった部分もどのような条件でね、採用しようとなさるのか。そういったものも含めてこちらで手当とするってのは考えなのかどうか、具体的にはその辺どうなんでしょうか。募集に当たっても、やっぱりその辺もきちんと明記した募集かける必要があると思いますのでね、その辺の募集条件の具体的な内容、伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

まず、給与の面でありますけれども、会計年度任用職員の給料表に基づきまして、定期的な昇給を視野に入れたものとしております。それで3年間分ということで考えております。それから住宅等については希望等もあるかと思いますが、村といたしましては空き状況にもよりますけれども、定住促進住宅とかそういったところの用意も考えているところでございます。自家用車については、恐らくその方がお持ちのものを持ち込ん

でいただいて、その借上料という形になろうかと思えます。

そのほかに、望ましいのは役場にも座席等は設けるわけでありませけれども、実際は現場のほうに出て仕事をしていただくなり、自宅といいますかその借り上げた部屋を拠点として仕事をしていただくことも想定しておりますので、そういった際の持ち込んだパソコン等の事務機能借上料というのも見させていたいただいているところございまして、こういった条件に基づきまして意欲ある方をぜひ来ていただいて、大衡村をさらにPRしていただきたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 住居についても、村の村営住宅、空きもあると思えますので、それも視野に入れてということのようですねけれども、具体的に隊員の方が通常業務なさる場所っていうのはどうなんだろう、役場内を想定しているのかどうか、その辺については細かいところはまだまだあれでしょうけれども、通常的にはどこで業務をするというのは想定で考えているのか。庁舎内なのか、あるいはその隊員の方がどっか自分の具体的にどっかで仕事をしたいってな、するような場所があれば、そちらでもいいのかどうか、その辺のところはどうなんですか。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 先ほども申し上げましたけれども、最低限といたしましては役場庁舎内にも机等は設けるわけでありませけれども、だんだん先ほど言いましたように、職員のコーディネート等によって働く場所が外に出ていくことが主力になってくればいいなというふうに思っておりますので、そういった場合には自分の宿舍といいますか、借り上げの住宅での仕事、または出先での仕事等々に拡大していけばいいなというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） ですね。日常的にずっと庁舎内で事務業務執るだけの仕事では当然ないと思えます。いろんな商品開発なり、外部との交渉なり何なり結構あると思えますので、そういうことで活動しやすいような環境の中でやっていただければなというふうに感ずるわけでありませ。今回、この協力隊の活動については、特産品あるいはふるさと納税に関するようなその辺の業務にということでしょうけれども、やっぱり今現状の課題としては、村としては、よその町ですと様々な分野で協力隊の方々が活躍なさってますよね。農林業、あるいはどうなんだろうね、福祉分野もあるかもしれません。いろ

んな分野で活動、活躍なってますので、今回は大衡村、きっかけはこの分野でスタートするわけですが、やっぱりそれだけではないと思いますので、いずれこれを契機に協力隊の採用が目的ではないと思いますので、どういった目的でどういった課題解決に向けて隊員の方にお願いと。その成果のほうが大事だと思いますので、ぜひそういう方向で取り組んでいただいて、さらには違う分野、私やっぱり今からいろんな産業いっぱいあると思いますけれども、今の大衡の現状見た場合農業もかなり厳しい分野だと思います。そういうことで、そちらの分野にもこういった方々を活用できないかどうか、ぜひ考えていくことも大事ではないのかなと思いますよね。今の、村の大衡村だけではありません。働き手もおりません。高齢化です。そういうことで、農業を何とかどういった方に担っていただくか、協力隊員だけではできませんけれども、それも一つのきっかけになればと思いますので、ぜひこれを契機に、新たな業務の分野のほうまで、考えていただけるように取り組んでいただければと思います。改めて村長に伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回、地域おこし協力隊、募集するに当たって、やはり先ほど言ったように特産品のコーディネート活動する人材ということでありますけれども、今石川副議長が言ったようにやはり農業分野、この部分についても、やはり高齢化になっている農業分野のことをですね、あとこれから人材がどんどん減っていく、その荒れた土地をどういうふうにしていくの、それを荒れないようにどうしていくのかとかそういうことも考えていかなければいけませんし、また今回大きな半導体という企業様がいらっしゃいます。そんな中で、グローバル的なこと、台湾とのつながりとかそういうような分野で南三陸町とか様々な大崎市の方もそうなんですけれども、やはり台湾の方々を、地域おこし協力隊として招いて、地域のやはりこの文化の違い、そういうものをいろいろと勉強したり、やはりこれからの大衡村もそういう部分でも必ず人材的には必要じゃないかと思っていますところであります。今のところは1名ということでの考えでありますけれども、大衡村、今、結構何ていうんでしょう。先日、ある企業様に4月に就職した青山学院大学の方がいらっしゃいました。黒川郡在住で青山学院大学に入学して、また戻ってきて就職した方なんですけれども、青山学院でも大衡村を知らない人いないよって言われた言葉が、とても大きかったです。そんな中で、大衡村ってなったときに行ってみたいとかここで仕事をしてみたいという人が、どのくらいの方が来てくれるんだろう

とあって、今ちょっとわくわくしてるところです。皆さん見ていただくと分かりますけれども、インターネットのほう募集要項入ってますのでぜひ見ていただきたいと思うんですけども、そういうような形で、人材がどのような方が来てくれるかもいろいろこれから分からないので、そういう動向も見ながら、これから進めてまいりたい、そのように思っているところです。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 地域おこし協力隊の活動をきっかけに、様々な村のいろんな産業分野、農業に限らず、あるいは商工業も同じでしょう。そういったことで、あと、いろんな外部との人の交流、そういったことも含めていい形でつながっていければなというふうに期待したいと思います。

2件目に入りたいと思います。

庁内の機構改革、先ほどの答弁では、内容的に具体的にここをこうするというのは特に触れておりません。言いますと、具体的に何と何の業務何かをどうするっていうことには触れてませんので、実際にどこまで進んでいるのか、先ほどの答弁だけではちょっと把握できかねます。ですんで、具体的にどういう状況に今あるのか、どこまで進んでいるのか、そういうことをお聞きしたいんですよね。ですんで、去年の全協の時点では2つ、3つの課の業務の再編というのは説明だけでした。それ以外に庁内全部の課にわたっての検討をなさっているのかどうか、そういった状況はどうなんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 昨年の11月にお話しさせていただいたときには、私も機構改革に向けて色々考えていたところでございます。そんな中でやはり、皆様からもいろいろなご指摘があったところございましたので、そこからやはり、これからもう一度原点に戻って、現場サイドとの、やはり現場というのが一番大事ですので、本当にこれからどういうふうにしていいのかということ、検討会をしたところであります。

そういう中で、いろいろ各課どのような改革をしていいのかということ、聞き取りをしながら、3月4日には課長会議に出すために、行政組織規則の新旧表を示しまして、その中でどのような、この中で本当に大丈夫かということを示しまして、その中で各課からいろいろなご意見をいただいたところであります。

あと、それに伴い、定年退職、役職定年、様々な形がありますので、平成30年度からいろいろ図式化しまして、何年には誰が定年になり、役職定年、そしてどんな形になる

のかとスライド式のものも一応準備いたしました。

また、今回の職員の採用もどのような形にすればいいのかという部分も加味しながら、現行では定数条例111名になってございます。村長部局が81名、そして議会部局が3名、農業委員会が1名、そして教育委員会部局が21名、水道部局が企業職員として5名ということになってはいます、現行のあれでは。現在のには、村長部局事務職員が75名、事務局員は3名をそのまま満たしております。あと農業委員会1名、これも満たしているところです。あと教育委員会の事務局として21名というのが13名というところになっているところであります。水道部局は5名ってなってます、水道2名、下水道3名ということです。改正案といたしましては、定数を120名にしようと考えてございます。やはり大衡村のこれからの動向を見たときに、やはりこれから財政面様々なことを考えたりしますと、この大手企業も来るということも鑑みまして定数も120名にするということで今考えているところでございます。村長部局として事務の職員を91名、議会はそのままで3名、そして農業委員会もそのまま1名、それから教育部局は18名、それから水道事業企業会計は7名という形で、今考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今の庁内全課の職員の人数、定数で111、現員では97名ですよね、たしかね、全職員数が。さらにプラスで会計年度職員の方がいらっしゃいますけれども、それを120名までに持っていきたいということで、20数名ほど増加ということですが、やはり今の課の体制ですね。9課、1局、6室の課の編成になってますけれども、具体的に何かをどのような業務内容にする。人数は何名体制で、多分素案的なものは既にあると思うんですよね。ですよね。そして、何業務をどのように集約したいと。あると思うんですよね、当然ね。ですんでやっぱり、今の庁内の全課にわたるそういった今の現状の業務で、どこが不足しているのか、どことどこが連携、統合したほうがいいのか、あるいはその勤務状況から見て忙しいところ、そうでもないって言ったらちょっと語弊がありますが、通常の業務のところと過度になってる部分がないのかどうか。やはりそういったところで、全体的にバランスを取る必要あると思うんですよね、課の人数については。そういうことで、ぜひなるだけ早い時期に、議会のほうにもその辺の素案を示していただきたいなと思うんですよね。いずれ必要な課の設置条例改正とか、来年4月から実施ということであれば、年内の12月に提案するか、3月ではちょっと遅いのかなと思いますので、そういうことを考えれば、ある程度早い時期にその辺の説

明をしていただきたいなというふうに考えるものであります。ぜひそういうことで進めていただきたいと思います。具体的に今の課の設置条例、あと行政組織規則、これに全部それぞれの課の業務内容とか具体的な課の係も載ってます。この行政規則の中でちょっと、これ実態と合っていないんじゃないのかなというふうに感ずる部分あるんですよ。この例規集からちょっと出してみたんですけれども、というのは室です室。6つの室があるというふうになってますけれども、総務課の危機対策室、あと税務課徴収対策室、健康福祉課子育て支援室、あと産業振興課企業立地推進室、あと会計室しか載ってません。5つの室だけです。村史編纂室もあるはずなんですけれども、この規則の中には明記されてないんですよ。業務内容は、総務課から企画財政課に移行したということですね、担当部署ですね。ですが、この組織規則の中にはその辺が出てないんですよ、具体的に村史編纂室という組織としては。一番最初、村史編纂室を設置したとき要綱をつくってます、平成30年。設置に関する要綱、編纂室のね。これでは、当時は総務課に置くってなってるんですよ。これも全然書いてもないし、改正もしてないんで、実態と合わない部分もあるんですけれども、そういうことで各係、室、そういった状況、現状ときちんと合ってるのかどうか、その辺の認識どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 総務課長のほうに説明させます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 今般、課設置条例の改正案を取下げをいたしまして、その代わりに今年度につきましては行政組織規則のほうを改正して、係体制を整備した上での業務を行っているところでございます。それに合わせまして、村史編さん室設置に関する要綱、こちらにつきましても総務課から企画財政課に設置場所を変更をしているところでございます。こちらの改正につきましては、令和6年の2月27日に公布してございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 改正はしているんですけれども、例規集に載らなかったのがまだ直ってないという認識でいいんですか。（「直した」の声あり）直ってるんですか。直ってますか。例規集から出したんですけれども、ですかね。いいでしょう。確認したいと思います。そういうことでやっぱり、その辺の再編しようとする課、あるいは業務内容、それに応じて条例なり規則なりきちんと実態に合うように、改正、当然する必要あると思

ますので、見落としのないように進めていただきたいなというふうに感じます。

あと、職員手当の関係ですけれども、当然再編すれば、課が増えれば課長も増えてきますよね。というところで、最初の答弁では職員手当については改正の予定はないというようなことですが、そうした場合は、現状として課長以下参事なり何なり、そのほかの役職もいっぱいありますけれども、そういった方々の職員手当、管理職手当、時間外勤務手当の対象者とか、そういった部分についてはどうなんですか、その辺の検討の中に入っているのかどうか、そういった部分はどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 総務課長から説明させます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（早坂紀美江君） 現在の管理職手当の額については、変更の予定はございませんが、役職名等につきましては、見直しをかけたいと思っております。現在、存在しない役職名もございますので、今後そういった役職の職員を配置する予定があるものかどうかも含めまして、こちらの改正も併せて行いたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 行政組織規則でのいろんな職務、ここにもいっぱいな職種ありますよね。何々専門監とか何とか、そういった職名の方がおった時代もありますけれども、現状としてはそういう職種はもう今は発令していないわけですので、実態に合うようなやっぱりその辺も合わせて見直し改正も必要だなというふうに感じます。ぜひ、そういう方向で進めていただければと思いますけれども、どうなんですか、この辺予定としてはいつ頃その再編に関するような内容の説明、議会に対して説明できるのか、考えているのか、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その説明は、全員協議会としては11月中にはやりたいと思っております。12月定例議会の前にはご説明をしたいと思っております。

再編の内容として令和6年昨年12月前にお話ししたときには、9課、1局、6室ということ、12課、1局、5室ということの説明だと思います。それを、やはり今回いろいろ考える時間がございましたので、本当に先ほども言いましたように現場サイドでどのような形が本当にいいものなのか、今の現状を見たときに人数も増やしていきたいけれども、今の現状を増やすことはできない。そんな中で何が一番大事なのかという

ことを検証いたしました。そんな中で、企画財政、これ言っているのかな、今言ったら何もないんですけども、いろいろと考えていますけれども、ちょっと少し変わっている部分がありますので、その辺りも全協のほうでお示しをしたいなと思っているところでもございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） これからの大衡村に当たっているいろいろ今回の企業誘致、半導体企業が進出するというだけではないでしょうけれども、様々な分野で変わってくるというふうに思います。行政の求められる業務内容も大きく変わる部分も出てくると思います。ですから今後、様々な求められる行政の課題、そういったことに対応できるような、庁内の組織体制をつくっていただきたいというふうに考えます。ですから、ぜひそういうこと、今後の人数も増やしたいということでもありますので、ぜひそういう方向性で、きちんと今回は、議員の皆さんに理解していただくような内容で説明されることを期待したいと思います。

議長（高橋浩之君） 答弁、村長。

村長（小川ひろみ君） 一番は住民の方々がやはり、村に対しての信頼、そういうもの、生活に対する安心というのが一番大事です。課の編成が大事だとかそのところはまた別として、その住民の方々を第一に考えたときに、本当に何が必要で何が大事なのか、そういうことをきちんと精査をして、議員の皆様方にはちゃんとした説明をし、配慮をしながらこれからも機構改革に当たり考えてまいりたい、そのように考えておりますので、どうぞご理解とご協力、ご支援よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で石川 敏君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の一般質問を終わりとして、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時40分 散 会